

栄町地域防災計画

資料編

目 次

1. 栄町防災会議条例.....	資料-1
2. 栄町防災会議委員名簿	資料-3
3. 栄町災害対策本部条例	資料-4
4. 栄町避難行動要支援者登録制度実施要綱	資料-6
5. 栄町自主防災組織の育成等に関する条例	資料-20
6. 災害応援協定等一覧	資料-21
7. 防災関連機関一覧.....	資料-25
8. 人的被害（様式1）	資料-29
9. 住家等被害（様式2）	資料-33
10. 交通規制（道路被害）（様式3）	資料-39
11. その他の被害（様式4）	資料-40
12. 避難指示等発令（様式5）	資料-41
13. 物資資源管理情報（様式6）	資料-42
14. 避難所等情報（様式7）	資料-44
15. 栄町防災行政無線局管理運用規則.....	資料-46
16. 栄町防災行政無線局（固定系）運用要領.....	資料-57
17. 栄町防災行政無線局（固定系）戸別受信機管理規程.....	資料-61
18. 栄町防災行政無線通信施設状況.....	資料-64
19. 緊急通行車両届出書	資料-65
20. 緊急通行車両確認申請書.....	資料-66
21. 緊急通行車両証明書	資料-67
22. 緊急輸送車両証明書	資料-68
23. 規制除外車両届出書	資料-69
24. 規制除外車両確認申請書.....	資料-70
25. 規制除外車両確認証明書.....	資料-71
26. 緊急車両確認申請書	資料-72
27. 緊急車両確認証明書	資料-73
28. 登録車両番号.....	資料-74
29. 自衛隊派遣要請（様式1）	資料-75
30. 自衛隊撤収要請（様式2）	資料-76
31. ヘリコプター発着可能地点.....	資料-77
32. 避難所一覧表.....	資料-78
33. 避難所位置図.....	資料-79
34. 将来都市づくり構想図.....	資料-80
35. 収容避難場所入所記録簿.....	資料-81
36. 指定福祉避難所一覧表.....	資料-83
37. 主要な備蓄品目及び数量.....	資料-84
38. 避難者カード.....	資料-85
39. 災害時要援護者等避難者名簿	資料-86
40. 災害時要援護者等避難者名簿	資料-87
41. 行方不明者名簿.....	資料-88
42. 避難所運営における個人情報取扱指針	資料-89
43. 居住組織別避難者名簿.....	資料-90

44. 外出届.....	資料-91
45. 避難所記録簿.....	資料-92
46. 取材受付用紙.....	資料-93
47. 取材者への注意事項	資料-94
48. 郵便物・宅配便受取簿.....	資料-95
49. 食料受入簿	資料-96
50. 避難所物品要望票	資料-97
51. 在庫管理簿	資料-98
52. 物資受入簿	資料-100
53. 健康相談票	資料-101
54. ペットの飼育者名簿	資料-103
55. 被害情報の報告（国・県の報告）	資料-104
56. 国報告関係（消防庁様式）	資料-105
57. 千葉県危機管理情報共有要綱運用の手引き	資料-111
58. 防災関係機関連絡先	資料-118
59. 災害救助法適用基準	資料-119
60. 災害救助法市町村別適用基準	資料-120
61. 災害救助法による救助の程度、方法及び期間一覧表	資料-121
62. り災証明書等交付申請書	資料-125
63. り災証明書	資料-126
64. 消防車両及び消防無線保有状況.....	資料-127
65. 消防水利状況.....	資料-129
66. 医療救護活動の体系図.....	資料-130
67. 災害拠点病院.....	資料-131
68. 医療機関隣接ヘリコプター離着陸場一覧.....	資料-132
69. 栄町被災者生活再建支援金支給要綱	資料-133
70. 貸付限度額等.....	資料-144
71. 生活福祉資金.....	資料-145
72. 被災者生活再建支援金の支給等.....	資料-146
73. 中小企業への融資の適用基準等.....	資料-147
74. 農業者への融資(県農林水産部)	資料-148
75. 衣料生活必需品等物資供給計画の限度額の範囲	資料-151
76. 栄町建設業災害対策協力会名簿.....	資料-152
77. 要配慮者利用施設一覧.....	資料-153
78. 災害救助用米穀の引渡要請書等の様式	資料-154
79. 有線通信施設（優先電話）一覧.....	資料-158

1. 栄町防災会議条例

昭和39年10月5日

条例第21号

改正 平成12年2月25日条例第12号

平成24年9月25日条例第29号

注 平成24年9月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。第3条第5項において「法」という。）第16条第6項の規定により、栄町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(平24条例29・一部改正)

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 栄町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて栄町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(平24条例29・一部改正)

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関（法第2条第4号に規定する指定地方行政機関をいう。）の職員のうちから町長が任命する者
- (2) 千葉県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
- (3) 千葉県警察の警察官のうちから町長が任命する者
- (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 消防長及び消防団長
- (7) 指定公共機関（法第2条第5号に規定する指定公共機関をいう。次条第2項において同じ。）又は指定地方公共機関（法第2条第6号に規定する指定地方公共機関をいう。次条第2項において同じ。）の職員のうちから町長が任命する者

(8) 自主防災組織（法第5条第2項に規定する自主防災組織をいう。）を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者

6 前項第1号から第4号まで、第7号及び第8号に掲げる者である委員の定数は、25人以内とする。

7 第5項第7号及び第8号に掲げる者である委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

（平24条例29・一部改正）

（専門委員）

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、千葉県の職員、栄町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（平24条例29・一部改正）

（議事等）

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

（平24条例29・一部改正）

附 則

この条例は、昭和39年10月1日から施行する。

附 則（平成12年2月25日条例第12号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月25日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

2. 栄町防災会議委員名簿

任期：令和5年12月22日～令和7年12月21日

	種 別	職 名
1	指定地方行政機関	- 国土交通省関東地方整備局 利根川下流河川事務所長 - 農林水産省関東農政局地方参事官
2	千葉県の職員	- 千葉県印旛地域振興事務所長 - 千葉県印旛健康福祉センター長 - 千葉県印旛土木事務所長
3	千葉県の警察官	- 千葉県成田警察署長 - 千葉県印西警察署長
4	栄町の職員	- 栄町副町長 - 栄町参事兼総務課長 - 栄町都市建設課長
5	教育機関	栄町教育長
6	消防機関	- 栄町消防長 - 栄町消防団長
7	指定公共機関及び 指定地方公共機関	- 日本郵便株式会社安食郵便局長 - 東日本電信電話株式会社千葉支店長 - 東日本旅客鉄道株式会社成田駅長 - 成田赤十字病院事務部長 - 東京電力パワーグリッド株式会社成田副支社長 - 千葉県長沼水害予防組合管理者 - 印旛利根川水防事務組合管理者 - 印旛沼土地改良区理事長 - 印旛市郡医師会長 - 印旛郡市薬剤師会長 - 印旛郡市歯科医師会長
8	自主防災組織	南ヶ丘自主防災組織代表

3. 栄町災害対策本部条例

昭和39年10月5日

条例第22号

改正 平成8年3月11日条例第8号

平成14年12月13日条例第40号

平成24年9月25日条例第30号

注 平成24年9月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定により、栄町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(平24条例30・一部改正)

(職務)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(平24条例30・一部改正)

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に統括責任者を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 統括責任者は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(平24条例30・一部改正)

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

(平24条例30・一部改正)

附 則

この条例は、昭和３９年１０月１日から施行する。

附 則（平成８年３月１１日条例第８号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成１４年１２月１３日条例第４０号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成２４年９月２５日条例第３０号）

この条例は、公布の日から施行する。

4. 栄町避難行動要支援者登録制度実施要綱

制定	平成26年4月30日
施行	平成26年5月1日
改正	平成29年12月8日
施行	平成29年12月8日
改正	令和2年11月11日
施行	令和3年1月1日
改正	令和3年10月13日
施行	令和3年10月13日

(目的)

第1条 この要綱は、栄町の地域防災計画に基づく避難行動要支援者に対する避難支援等を迅速かつ的確に実施するための計画（以下「個別避難計画」という。）及び避難行動要支援者の名簿の作成並びに提供に関し必要な事項を定めることにより、地域における避難支援等が円滑に行われることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 避難行動要支援者 次に掲げる者（施設に入所している者を除く。）のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するものをいう。
 - ア 75歳以上のひとり暮らしの者
 - イ 要介護認定者
 - ウ 身体障害者
 - エ 知的障害者
 - オ 精神障害者
 - カ 妊産婦
 - キ 難病患者
 - ク その他避難支援等が必要であると町長が認める者
- (2) 避難支援等 避難の支援、安否の確認その他の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置をいう。
- (3) 避難支援等関係者 避難行動要支援者の近隣等に居住などし、普段の見守りや災害時等において避難支援等を行う個人又は団体をいう。
- (4) 地域支援団体等 栄町の区域内にある自治会等及び自主防災組織、栄町消防団、成田警察署、印西警察署、社会福祉法人栄町社会福祉協議会並びに栄町の区域を担当する民生委員をいう。
- (5) 地域防災計画 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第10号ロに規定する市町村地域防災計画をいう。

(個別避難計画及び名簿の作成)

第3条 町長は、避難行動要支援者に対する避難支援等が円滑に行われるよう個別避難計画を作成するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、町長は、避難行動要支援者について避難支援等を実施するための名簿（以下「名簿」という。）を作成するものとする。
- 3 個別避難計画及び名簿は、避難行動要支援者が、必要な個人情報避難支援等関係者及び地域支援団体等に提供することについて同意し、栄町に名簿への登録を申し込む方法により、作成するものとする。

(申込みの手続等)

第4条 名簿への登録を希望する避難行動要支援者（以下この条において「登録希望者」という。）は、栄町避難行動要支援者名簿登録申込書（別記第1号様式。以下「申込書」という。）により、町長に申し込まなければならない。

2 登録希望者は、前項の規定による申込みを自ら行うことができないときは、代理人により当該申込みを行うことができる。

3 町長は、第1項の規定による申込みがあったときは、前条第1項の規定により、申込書に記載された登録希望者に係る情報を基に、栄町避難行動要支援者個別避難計画（別記第2号様式）による個別避難計画を作成するものとする。

4 町長は、前項の規定により個別避難計画を作成したときは、前条第2項の規定により、当該個別避難計画に記載された情報を基に、栄町避難行動要支援者名簿（別記第3号様式）による名簿を作成し、避難行動要支援者の登録をするものとする。

(個別避難計画又は名簿の提供)

第5条 町長は、災害の発生に備え、前条第4項の規定により名簿に登録された避難行動要支援者（以下「名簿登録要支援者」という。）及びその避難支援等関係者に対し、当該名簿登録要支援者に係る個別避難計画を提供することができるものとする。

2 町長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域支援団体等に対し、名簿を提供することができるものとする。

3 町長は、前2項の規定により個別避難計画又は名簿を提供するときは、それらに記載された情報が不当な目的に利用されることのないよう十分配慮するものとする。

(個別避難計画又は名簿の取扱いに関する誓約)

第6条 避難支援等関係者（個人に限る。）は、前条第1項の規定に基づき個別避難計画の提供を受けるときは、栄町避難行動要支援者個別避難計画受領書兼誓約書（個人避難支援者用）（別記第4号様式）を町長に提出するものとする。

2 避難支援等関係者（団体に限る。）は、前条第1項の規定に基づき個別避難計画の提供を受けるときは、栄町避難行動要支援者個別避難計画受領書兼誓約書（団体避難支援者用）（別記第5号様式）を町長に提出するものとする。

3 地域支援団体等（民生委員を除く。）は、前条第2項の規定に基づき名簿の提供を受けるときは、栄町避難行動要支援者受領書兼誓約書（別記第6号様式）を町長に提出するものとする。

4 地域支援団体等（民生委員に限る。）は、前条第2項の規定に基づき名簿の提供を受けるときは、栄町避難行動要支援者名簿受領書兼誓約書（民生委員用）（別記第7号様式）を町長に提出するものとする。

(個別避難計画の保管及び使用)

第7条 町長から個別避難計画の提供を受けた避難行動要支援者及び避難支援等関係者（個人に限る。）は、個人情報保護の重要性を認識し、名簿登録要支援者の避難支援等を行うに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、次に掲げる事項を遵守し、当該個別避難計画を適正に保管し、及び使用しなければならない。

(1) 名簿登録要支援者の避難支援等を行う上で知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用しないこと。避難支援等関係者でなくなったときも、同様とすること。

(2) 名簿登録要支援者並びにその家族等及び避難支援等関係者に係る個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。

(3) 名簿登録要支援者の避難支援等の目的以外の目的のために名簿登録要支援者並

びにその家族等及び避難支援等関係者に係る個人情報を利用し、又は第三者に提供しないこと。

(4) 個別避難計画を複写しないこと。

(5) 個別避難計画を滅失し、又は毀損したときは、直ちにその旨を町長に報告すること。

(6) 名簿登録要支援者又は避難支援等関係者でなくなったときは、直ちにその保管する個別避難計画を町長に返還すること。

2 町長から個別避難計画の提供を受けた避難支援等関係者（団体に限る。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、名簿登録要支援者の避難支援等を行うに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、次に掲げる事項を遵守し、当該個別避難計画を適正に保管し、及び使用しなければならない。

(1) 名簿登録要支援者の避難支援等を行う上で知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用しないこと。避難支援等関係者でなくなったときも、同様とすること。

(2) 名簿登録要支援者並びにその家族等及び避難支援等関係者に係る個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。

(3) 名簿登録要支援者の避難支援等の目的以外の目的のために名簿登録要支援者並びにその家族等及び避難支援等関係者に係る個人情報を利用し、又は第三者に提供しないこと。

(4) 個別避難計画を複写しないこと。

(5) 個別避難計画を滅失し、又は毀損したときは、直ちにその旨を町長に報告すること。

(6) 避難支援等関係者でなくなったときは、直ちにその保管する個別避難計画を町長に返還すること。

(7) 原則として団体の代表者が個別避難計画を保管し、及び管理すること。

(8) 団体の代表者は、当該団体の構成員に対し、名簿登録要支援者の避難支援等を行う上で知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知すること。

(9) 団体の代表者は、名簿登録要支援者の避難支援等に従事している当該団体の構成員に対し、必要かつ適切な監督を行うこと。

（名簿の保管及び使用）

第8条 町長から名簿の提供を受けた地域支援団体等（民生委員を除く。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、名簿登録要支援者の避難支援等を行うに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、次に掲げる事項を遵守し、当該名簿を適正に保管し、及び使用しなければならない。

(1) 名簿登録要支援者の避難支援等を行う上で知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用しないこと。地域支援団体等でなくなったときも、同様とすること。

(2) 名簿登録要支援者及び避難支援等関係者に係る個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。

(3) 名簿登録要支援者の避難支援等の目的以外の目的のために名簿登録要支援者及び避難支援者に係る個人情報を利用し、又は第三者に提供しないこと。

(4) 名簿を複写しないこと。

(5) 名簿を滅失し、又は毀損したときは、直ちにその旨を町長に報告すること。

(6) 地域支援団体等でなくなったときは、直ちにその保管する名簿を町長に返還す

ること。

- (7) 原則として地域支援団体等の代表者が名簿を保管し、及び管理すること。
- (8) 地域支援団体等の代表者は、当該地域支援団体等の構成員に対し、名簿登録要支援者の避難支援等を行う上で知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知すること。
- (9) 地域支援団体等の代表者は、名簿登録要支援者の避難支援等に従事している当該地域支援団体等の構成員に対し、必要かつ適切な監督を行うこと。

2 町長から名簿の提供を受けた地域支援団体等（民生委員に限る。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、名簿登録要支援者の避難支援等を行うに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、次に掲げる事項を遵守し、当該名簿を適正に保管し、及び使用しなければならない。

- (1) 名簿登録要支援者の避難支援等を行う上で知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用しないこと。地域支援団体等でなくなったときも、同様とすること。
- (2) 名簿登録要支援者及び避難支援等関係者に係る個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。
- (3) 名簿登録要支援者の避難支援等の目的以外の目的のために名簿登録要支援者及び避難支援等関係者に係る個人情報を利用し、又は第三者に提供しないこと。
- (4) 名簿を複写しないこと。
- (5) 名簿を滅失し、又は毀損したときは、直ちにその旨を町長に報告すること。
- (6) 地域支援団体等でなくなったときは、直ちにその保管する名簿を町長に返還すること。

（調査等）

第9条 町長は、名簿登録要支援者並びにその家族等及び避難支援等関係者に係る個人情報の取扱いの態様について随時調査し、又は避難支援等関係者若しくは地域支援団体等に対し、必要な指示を行い、若しくは必要な事項の報告を求めることができる。

（個別避難計画の変更及び登録の取消し）

第10条 名簿登録要支援者は、個別避難計画の内容に変更が生じたとき又は名簿への登録の取消しを求めるときは、栄町避難行動要支援者名簿登録変更（取消）届出書（別記第8号様式）により、町長に届け出なければならない。

2 名簿登録要支援者は、前項の規定による届出を自ら行うことができないときは、代理人により当該届出を行うことができる。

3 町長は、第1項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出を行った名簿登録要支援者に係る個別避難計画及び名簿の登録の内容を変更し、又は当該名簿の登録を取り消すものとする。

（登録の抹消）

第11条 町長は、名簿登録要支援者が次のいずれかに該当すると認めたときは、個別避難計画及び名簿の登録を抹消することができるものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 栄町の区域外に転出したとき。
- (3) 長期間施設等へ入院し、又は入所するとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、避難行動要支援者でなくなったとき。

（個別避難計画及び名簿の更新等）

第12条 町長は、個別避難計画及び名簿について、次の各号に掲げる区分に応じ、

当該各号に定める期間ごとに、4月1日を基準として更新をしなければならない。

(1) 個別避難計画 3年以内

(2) 名簿 1年以内

- 2 町長は、前項の規定により個別避難計画又は名簿の更新をしたときは、名簿登録要支援者及びその避難支援等関係者に対し更新後の個別避難計画を、地域支援団体等に対し更新後の名簿を提供するものとする。この場合において、当該名簿登録要支援者及びその避難支援等関係者は更新前の個別避難計画を、当該地域支援団体等は更新前の名簿を町長に返還しなければならない。
- 3 町長は、新たに第4条第4項の規定による登録をしたときは、当該登録をした日から1月以内に、名簿登録要支援者及びその避難支援等関係者に対し新たな個別避難計画を、地域支援団体等に対し変更後の名簿を提供するものとする。この場合において、当該地域支援団体等は変更前の名簿を町長に返還しなければならない。
- 4 町長は、第10条第3項の規定による変更をしたときは、当該変更をした日から1月以内に、名簿登録要支援者及びその避難支援等関係者に対し変更後の個別避難計画を、地域支援団体等に対し変更後の名簿を提供するものとする。この場合において、当該名簿登録要支援者及びその避難支援等関係者は変更前の個別避難計画を、当該地域支援団体等は変更前の名簿を町長に返還しなければならない。
- 5 町長は、第10条第3項の規定による登録の取消しをしたときは、当該取消しをした日から1月以内に、名簿登録要支援者及びその避難支援等関係者に当該取消しに係る個別避難計画を返還させ、及び地域支援団体等に当該取消しによる変更前の名簿を返還させるとともに、当該地域支援団体等に対し、変更後の名簿を提供するものとする。

(避難支援等関係者の選定)

第13条 地域支援団体等は、避難支援等関係者の選定に協力するものとする。

(地域の支援体制)

第14条 避難支援等関係者及び地域支援団体等は、災害時において名簿登録要支援者に対する避難支援等を円滑に行うことができるようにするため、日常的に名簿登録要支援者への声かけ、見回り活動等に努めるものとする。

(制度の周知)

第15条 町長は、広報紙等により、この要綱で定める避難行動要支援者登録制度の周知を図るものとする。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月13日から施行する。

別記

第1号様式（第4条第1項）

栄町避難行動要支援者名簿登録申込書

年 月 日

栄町長 様

申込者 住所
氏名

私は、避難行動要支援者登録制度の趣旨に賛同し、栄町避難行動要支援者名簿への登録をしたいので申し込みます。また、避難の支援、安否の確認その他の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置及び平時における声かけ、見まわりの活動等地域の支援を受けるため、次の内容について、避難支援等関係者（避難支援等を行う個人又は団体）及び地域支援団体等（所属自治会等、所属自主防災組織、栄町消防団、成田警察署、印西警察署、社会福祉法人栄町社会福祉協議会及び民生委員）に提供することに同意します。

フリガナ		性 別	男 ・ 女	
氏 名		生 年 月 日	大・昭 平・令	年 月 日生（ 歳）
住 所		電 話 番 号	(自宅) (携帯)	
		メールアドレス		
避難行動要支援者区分	☐ 75歳以上のひとり暮らしの者 ☐ 要介護認定者（要介護 ・要支援 ） ☐ 身体障害者（ 級） ☐ 知的障害者（ 級） ☐ 精神障害者（ 級） ☐ 妊産婦 ☐ 難病患者 ☐ その他（ ）			
世帯の状況	☐ ひとり暮らし ☐ 2人以上 ⇒ 家族構成（ ）			
所属自治会等名				
緊急時の家族等の連絡先				
氏名（フリガナ）	続柄	住 所	電話番号	メールアドレス
			(自宅) (携帯)	
			(自宅) (携帯)	
生活状況・災害時に不安なこと				

避難支援等関係者(団体可) ※個人の場合は署名のみで可。代筆する場合、確認欄に記入をお願いします。

私は、申込者、自分以外の避難支援等関係者、所属自治会等、所属自主防災組織、栄町消防団、成田警察署、印西警察署、社会福祉法人栄町社会福祉協議会及び民生委員に対し、下欄に記載した私の情報を提供することに同意し、避難支援等関係者となることを承諾します。

氏名又は団体名 (フリガナ)	避難行動要 援者との関係	住 所	電話番号	代筆の確認日 代筆者名
⑩			(自宅) (携帯)	月 日
⑪			(自宅) (携帯)	月 日

第2号様式（第4条第3項）

（表）

作成日	年 月 日
整理番号	
名簿番号	

栄町避難行動要支援者個別避難計画

フリガナ		性 別	男 ・ 女	
氏 名		生 年 月 日	大 ・ 昭 平 ・ 令 年 月 日生（満 歳）	
住 所		電 話 番 号	(自宅) (携帯)	
		メールアドレス		
避難行動要 支援者区分	☐ 75歳以上のひとり暮らしの者 ☐ 要介護認定者（要介護 ・ 要支援 ） ☐ 身体障害者（ 級） ☐ 知的障害者（ 級） ☐ 精神障害者（ 級） ☐ 妊産婦 ☐ 難病患者 ☐ その他（ ）			
世帯の状況	☐ ひとり暮らし ☐ 2人以上 ⇒ 家族構成（ ）			
所属自治会等名		担当民生委員		
緊急時の家族等の連絡先				
氏名（フリガナ）	続柄	住 所	電話番号	メールアドレス
			(自宅) (携帯)	
			(自宅) (携帯)	
生活状況・災害時に不安なこと				
特記事項				

(裏)

避難支援等関係者			
氏名又は団体名 (フリガナ)	避難行動要支援者との関係	住 所	電話番号
			(自宅) (携帯)
			(自宅) (携帯)
避難場所			
避難経路			
備考			

第3号様式（第4条第4項）

栄町避難行動要支援者名簿

名簿 番号	フリガナ 氏名	性別	生年月日 (登録時年齢)	住所	区分	避難行動要支援者の連絡先		同居家族 の有無	避難支援等関係者		避難場所	登録年月日	備考
									(氏名又は団体名)	連絡先			
			満 歳			自宅						年 月 日	
						携帯							
						メール							
			満 歳			自宅						年 月 日	
						携帯							
						メール							
			満 歳			自宅						年 月 日	
						携帯							
						メール							
			満 歳			自宅						年 月 日	
						携帯							
						メール							
			満 歳			自宅						年 月 日	
						携帯							
						メール							
			満 歳			自宅						年 月 日	
						携帯							
						メール							
			満 歳			自宅						年 月 日	
						携帯							
						メール							

※区分欄 ①75歳以上のひとり暮らしの者 ②要介護認定者 ③身体障害者 ④知的障害者 ⑤精神障害者
⑥妊産婦 ⑦難病患者 ⑧その他（ ）

第4号様式（第6条第1項）

栄町避難行動要支援者個別避難計画受領書兼誓約書（個人避難支援者用）

本日、栄町避難行動要支援者個別避難計画（以下「個別避難計画」といいます。）を確かに受領いたしました。

この個別避難計画に記載されている避難行動要支援者並びにその家族等及び避難支援等関係者に係る個人情報の取扱いにあつては、個人情報の保護の重要性を認識し、避難行動要支援者の避難支援等を行うに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、下記に掲げる事項を遵守し、適正に保管し、及び使用することを誓約いたします。

記

- （1）避難行動要支援者の避難支援等を行う上で知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用しないこと。避難支援等関係者でなくなったときも、同様とすること。
- （2）避難行動要支援者並びにその家族等及び避難支援等関係者に係る個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。
- （3）避難行動要支援者の避難支援等の目的以外の目的のために避難行動要支援者並びにその家族等及び避難支援等関係者に係る個人情報を利用し、又は第三者に提供しないこと。
- （4）個別避難計画を複写しないこと。
- （5）個別避難計画を滅失し、又は毀損したときは、直ちにその旨を町長に報告すること。
- （6）避難支援等関係者でなくなったときは、直ちにその保管する個別避難計画を町長に返還すること。

年 月 日

栄町長 様

避難支援等関係者（署名又は記名押印）

住 所

氏 名

第5号様式（第6条第2項）

栄町避難行動要支援者個別避難計画受領書兼誓約書（団体避難支援者用）

本日、栄町避難行動要支援者個別避難計画（以下「個別避難計画」といいます。）を確かに受領いたしました。

この個別避難計画に記載されている避難行動要支援者並びにその家族等及び避難支援等関係者に係る個人情報の取扱いにあつては、個人情報の保護の重要性を認識し、避難行動要支援者の避難支援等を行うに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、下記に掲げる事項を遵守し、適正に保管し、及び使用することを誓約いたします。

記

- （1）避難行動要支援者の避難支援等を行う上で知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用しないこと。避難支援等関係者でなくなったときも、同様とすること。
- （2）避難行動要支援者並びにその家族等及び避難支援等関係者に係る個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。
- （3）避難行動要支援者の避難支援等の目的以外の目的のために避難行動要支援者並びにその家族等及び避難支援等関係者に係る個人情報を利用し、又は第三者に提供しないこと。
- （4）個別避難計画を複写しないこと。
- （5）個別避難計画を滅失し、又は毀損したときは、直ちにその旨を町長に報告すること。
- （6）避難支援等関係者でなくなったときは、直ちにその保管する個別避難計画を町長に返還すること。
- （7）原則として代表者が個別避難計画を保管し、及び管理すること。
- （8）代表者は、構成員に対し、避難行動要支援者の避難支援等を行う上で知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知すること。
- （9）代表者は、避難行動要支援者の避難支援等に従事している構成員に対し必要かつ適切な監督を行うこと。

年 月 日

栄町長 様

避難支援等関係者（団体）

団 体 名

住 所

代表者氏名

㊞

第6号様式（第6条第3項）

栄町避難行動要支援者名簿受領書兼誓約書

本日、栄町避難行動要支援者名簿（以下「名簿」といいます。）を確かに受領いたしました。

この名簿に記載されている避難行動要支援者並びにその家族等及び避難支援等関係者に係る個人情報の取扱いにあつては、個人情報の保護の重要性を認識し、避難行動要支援者の避難支援等を行うに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、下記に掲げる事項を遵守し、適正に保管し、及び使用することを誓約いたします。

記

- （1）避難行動要支援者の避難支援等を行う上で知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用しないこと。地域支援団体等でなくなったときも、同様とすること。
- （2）避難行動要支援者並びにその家族等及び避難支援等関係者に係る個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。
- （3）避難行動要支援者の避難支援等の目的以外の目的のために避難行動要支援者並びにその家族等及び避難支援等関係者に係る個人情報を利用し、又は第三者に提供しないこと。
- （4）名簿を複写しないこと。
- （5）名簿を滅失し、又は毀損したときは、直ちにその旨を町長に報告すること。
- （6）地域支援団体等でなくなったときは、直ちにその保管する名簿を町長に返還すること。
- （7）原則として代表者が名簿を保管し、及び管理すること。
- （8）代表者は、構成員に対し、避難行動要支援者の避難支援等を行う上で知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知すること。
- （9）代表者は、避難行動要支援者の避難支援等に従事している構成員に対し必要かつ適切な監督を行うこと。

年 月 日

栄町長 様

地域支援団体等
団 体 名
住 所
代表者氏名

印

第7号様式（第6条第4項）

栄町避難行動要支援者名簿受領書兼誓約書（民生委員用）

本日、栄町避難行動要支援者名簿（以下「名簿」といいます。）を確かに受領いたしました。

この名簿に記載されている避難行動要支援者並びにその家族等及び避難支援等関係者に係る個人情報の取扱いにあつては、個人情報の保護の重要性を認識し、避難行動要支援者の避難支援等を行うに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、下記に掲げる事項を遵守し、適正に保管し、及び使用することを誓約いたします。

記

- （1）避難行動要支援者の避難支援等を行う上で知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用しないこと。地域支援団体等でなくなったときも、同様とすること。
- （2）避難行動要支援者並びにその家族等及び避難支援等関係者に係る個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。
- （3）避難行動要支援者の避難支援等の目的以外の目的のために避難行動要支援者並びにその家族等及び避難支援等関係者に係る個人情報を利用し、又は第三者に提供しないこと。
- （4）名簿を複写しないこと。
- （5）名簿を滅失し、又は毀損したときは、直ちにその旨を町長に報告すること。
- （6）地域支援団体等でなくなったときは、直ちにその保管する名簿を町長に返還すること。

年 月 日

栄町長 様

民生委員（署名又は記名押印）

担当地区

氏 名

第8号様式（第10条第1項）

栄町避難行動要支援者名簿登録変更（取消）届出書

年 月 日

栄町長 様

届出者 住所
氏名

次のとおり

- ☐ 栄町避難行動要支援者個別避難計画の内容に変更が生じた
☐ 栄町避難行動要支援者名簿への登録を取り消したい

ので、届け出ます。

なお、避難支援等関係者及び地域支援団体等へ、この届出に係る私の個人情報を提供することについて同意します。

□変更

避難行動要支援者	変更前	
	変更後	
家 族 等	変更前	
	変更後	
避難支援等関係者	変更前	
	変更後	
私は、届出者、自分以外の避難支援等関係者、所属自治会等、所属自主防災組織、栄町消防団、成田警察署、印西警察署、社会福祉法人栄町社会福祉協議会及び民生委員に対し、上欄に記載した私の情報を提供することに同意します。 避難支援等関係者（団体）名 _____ 印（※個人の場合は署名のみで可） 避難支援等関係者（代筆） _____ 確認日 月 日（※代筆の場合は記入）		
そ の 他	変更前	
	変更後	
（変更理由）		

□取消

（取消しを求める理由）

５．栄町自主防災組織の育成等に関する条例

昭和６３年３月１２日

条例第１２号

改正 平成１０年６月２４日条例第２１号

(目的)

第１条 この条例は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）の趣旨にのっとり、災害に際し、初期防災活動等を行う自主防災組織の育成等を図り、もって、町民の生命、身体及び財産を災害から守り、その安全を確保することを目的とする。

(定義)

第２条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(１) 自主防災組織 自治組織等を母体として、地域住民が自主的に結成した防災のための組織をいう。

(２) 災害 地震、洪水、暴風、火災その他の異常な現象により被害が生ずることをいう。

(町長の責務)

第３条 町長は、地域の隣保協同の精神に基づく自主防災組織の結成及び育成を図るとともに、町民の防災意識の高揚に努めなければならない。

(町民の責務)

第４条 町民は、町が行う防災事業に協力するとともに、防災に寄与するよう努めなければならない。

(自主防災組織に対する助成)

第５条 町長は、第１条の目的を達成するため、次の事業を行う自主防災組織に対して、予算の範囲内において助成を行うものとする。

(１) 地域住民に対する防災意識の普及及び啓発に関する事業

(２) 災害防止、救助、救援、情報連絡等の訓練に関する事業

(３) その他町長が必要と認める事業

(指導及び助言)

第６条 町長は、必要と認めるときは、自主防災組織の結成、育成等についての指導及び助言をしなければならない。

(委任)

第７条 この条例の施行について、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、昭和６３年４月１日から施行する。

附 則（平成１０年６月２４日条例第２１号）

この条例は、公布の日から施行する。

6. 災害応援協定等一覧

協定締結済

	締結日	協 定 書 名	協 定 先	協 定 内 容
1	H23.1.5	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	災害時における情報の共有のためのリエゾンの派遣
2	H15.3.14	光ケーブルを利用したネットワーク接続と情報交換に関する基本協定書	国土交通省関東地方整備局 利根川下流工事事務所	防災関連、河川、道路等の情報交換
3	H1.7.11	災害時の医療救護活動についての協定書	栄町三師会	災害時における救護班の設置
4	H8.2.23	災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	千葉県内全市町村	物資、職員の提供、派遣
5	H3.11.18	千葉県防災行政無線局の設置等に関する協定書	千葉県	千葉県防災行政無線局の設置及び管理運用
6	H7.11.30	千葉県総合防災情報システム端末装置の設置等に関する協定書	千葉県	千葉県総合防災情報システムの設置及び管理運用
7	H9.1.10	千葉県震度情報ネットワーク装置の設置等に関する協定書	千葉県	千葉県震度情報ネットワーク装置の設置及び管理
8	H4.4.1	千葉県広域消防相互応援協定書	千葉県下の市町村、一部事務組合	災害時における消防職員及び車輛の派遣
9	H22.4.1	九都県市災害時相互応援に関する協定	千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市	生活必需品、救護、救助、応急復旧
10	H24.5.18	全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	全国の都道府県	生活必需品、救護、救助、応急復旧
11	H25.7.31	震災時等の相互応援に関する協定	東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県	生活必需品、救護、救助、応急復旧
12	H7.11.2	千葉県水道災害相互応援協定	千葉県、水道事業体	応急給水及び応急復旧
13	H15.8.23	災害時における相互応援に関する協定書	新潟県三条市	物資、職員の提供、派遣
14	H11.12.9	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書	生活協同組合ちばコープ	飲食糧、生活物資の提供(第1段階:~3日、第2段階:4日~6日、第3段階:7日~)
15	H12.2.25	災害時の医療救護活動に関する協定書	印旛市郡医師会	医療救護班の派遣
16	H12.2.25	災害時の歯科医療活動に関する協定書	印旛郡市歯科医師会	歯科医療班の派遣
17	H25.7.1	災害時における物資供給等に関する協定書	栄町建設協同組合	工事、物資等を被災地へ供給
18	H26.3.10	災害応急対策に関する協定書	栄町建設業災害対策協力会	災害の未然防止及び災害復旧
19	H19.4.1	災害時における応急生活物資等の供給に関する協定書	社団法人 千葉県エルピーガス協会	カセットコンロ・ガスボンベ、液化石油ガス、その他対応可能な物
20	H21.7.30	災害時における物資供給等に関する協定書	NPO法人 コメリ災害対策センター	飲食糧、生活物資の提供、その他対応可能なもの

	締結日	協 定 書 名	協 定 先	協 定 内 容
21	H21.10.28	災害時における支援協力に関する協定書	千葉県中央葬祭業協同組合	・遺体の収容・安置に必要な資機材及び消耗品並びに作業時の役割の提供 ・遺体の安置施設(葬儀式場の提供) ・遺体搬送用寝台車及び霊柩車の提供 ・その他応じられる事項
22	H21.10.28	災害時における物資供給等に関する協定書	株式会社 宮本商店	米穀、灯油
23	H21.10.28	災害時における物資供給等に関する協定書	株式会社 善寿屋	米穀、その他対応可能な物
24	H21.10.28	災害時における物資供給等に関する協定書	マルエツ株式会社 安食店	飲食糧、日用生活品、その他対応可能な物資の供給
25	H21.7.30	災害時における物資供給等に関する協定書	株式会社 ナリタヤ	飲食糧、日用生活品、その他対応可能な物資の供給
26	H24.2.7	災害時における物資供給等に関する協定書	西印旛農業協同組合	飲食糧、石油類、その他対応可能な物資の供給
27	H26.8.1	災害時における物資供給等に関する協定書	有限会社 小川燃料、 川久石油 株式会社、 瀧田石油株式会社、 櫻井管商店 有限会社、 有限会社 高見商店	自動車等へ燃料等を供給
28	H23.4.1	鉄道災害時における鉄道軌道事業者と消防機関との連携に関する協定書	千葉県内鉄道軌道事業者	鉄道災害時の情報の共有
29	H24.4.1	土地及び家屋被害認定調査等に関する協定書	千葉県土地家屋調査士会	災害に係る家屋被害の調査、住民に対するり災証明の相談補助、建物減失登記申請手続き相談、土地境界復元相談
30	H26.3.27	地震災害発生時における応急対策活動に関する協定書	千葉県建築士会印旛支部	被災建築物応急危険度判定コーディネーターの派遣
31	H26.3.31	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	児童発達支援センター安食、 特別養護老人ホーム栄白翠園、 特定施設入居者生活介護和楽久ぼっくい、 介護老人保健施設 さかえケアセンター	災害時要援護者等への避難援護 復旧
32	H27.12.28	広告付避難場所等電柱看板に関する協定	東電タウンプランニング株式会社	避難場所等の案内掲載
33	H28.1.26	災害時における物資の供給協力等に関する協定書	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	飲食糧、日用生活品、その他対応可能な物資の供給
34	H29.2.28	災害時における動物救護活動に関する協定	公益社団法人 千葉県獣医師会印旛地域獣医師会	災害時の動物救護活動に関する活動
35	H29.6.22	災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定	一般社団法人 日本福祉用具供給協会	福祉用具等物資の供給
36	H29.9.29	停電時等における栄町防災行政無線の活用に関する協定書	東京電力パワーグリッド株式会社成田支社	町内において停電発生の際、町防災行政無線を利用した広報活動及び情報の共有化
37	H29.11.1	災害時における避難所等の施設利用等に関する協定書	千葉県立栄特別支援学校	避難所等の施設利用

	締結日	協 定 書 名	協 定 先	協 定 内 容
38	H30.3.29	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	株式会社 楽天堂	災害時要援護者等への避難援護
39	H30.6.29	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	災害情報の配信
40	H30.7.24	原子力災害におけるひたちなか市民の県外広域避難に関する協定書	茨城県ひたちなか市	原子力災害時のひたちなか市民の避難所等の施設利用
41	H31.3.20	大規模水害時における相互援助に関する協定書	印西市	避難場所の利用に係る相互援助
42	R2.8.1	災害発生時における段ボール製品の調達に関する協定書	セツカートン株式会社	段ボール製簡易ベッド、段ボール製間仕切り等の調達
43	R2.9.3	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定書	東京電力パワーグリッド株式会社	災害時の大規模停電等における早期復旧及び事前対応、並びに停電の未然防止等の相互連携
44	R2.10.30	災害時及び感染症発生時における防疫業務に関する協定書	一般社団法人千葉県ペストコントロール協会	・町内公共施設及び指定避難所の消毒作業 ・消毒作業に必要な消毒液をはじめとする物品の調達等
45	R3.6.2.	災害時における外部給電可能車両等の貸与に関する協定書	千葉県オールトヨタ(県内トヨタ販売 8 社の総称)	・千葉県が千葉県オールトヨタと協定を締結し、ハイブリッド車等の外部給電可能な車両貸与を行うもの
46	R3.12.14	災害時における被災者支援活動の実施に関する協定書	千葉県弁護士会	・被災者に対して実施する法律相談・情報提供 ・被災者の生活再建のために実施する活動
47	R4.8.3	被災者生活再建支援制度の実施にかかる事務委託契約書	被災者生活再建支援法人公益財団法人都道府県センター	・支援金の支給の申請に係る書類の受付・審査 ・その他、本制度の実施に必要と認められる事務
48	R5.5.17	電気自動車を活用した脱炭素社会の推進に向けた包括連携協定書	日産自動車並びに千葉日産自動車株式会社、日産プリンス千葉販売株式会社及び日産サティオ千葉	・千葉県が日産自動車並びに千葉日産自動車株式会社、日産プリンス千葉販売株式会社及び日産サティオ千葉と電気自動車の積極的な活用など相互に連携及び脱炭素社会の推進に向けた連携協定
49	R5.7.10	自動販売機設置協定	コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社	・設置されている自動販売機の機内在庫商品に限り、無償提供 ・毎年2L 飲料水300本の提供
50	R5.8.1	災害発生時における支援及び協力に関する協定書	千葉県遊技業協同組合	・一時的な避難場所としての駐車場の利用 ・警察(自衛隊、消防含む)の集結場所、災害対応拠点や資機材、物資の一時的な保管場所としての駐車場の利用 ・店舗設備(トイレ等)の利用

	締結日	協 定 書 名	協 定 先	協 定 内 容
51	R5.8.18	災害発生時における放送に関する協定書	国際ラジオ放送株式会社	町民へ災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときにおける災害に関する情報
52	R5.12.22	被災者支援活動に関する協定書	一般社団法人災害時緊急支援プラットフォーム	○PEADに係る事項 ・支援プラットフォーム機能を生かした被災者支援活動 ・被災者支援活動の内容(項目)の拡大に向けた継続的な協議 ※現在想定している活動は、避難所等でのキッチンカー事業者による炊き出しボランティアの派遣調整 ○千葉県に係る事項 ・PEADの活動情報の市町村への提供
53	R6.3.26	災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定	社会福祉法人栄町社会福祉協議会	災害時応急対応活動として行う、災害ボランティアセンターの設置及び運営
54	R6.3.29	災害時における緊急物資輸送に関する協定	千葉県トラック協会印旛支部	災害時における物資輸送機能の強化
55	R6.9.5	災害時における救援作業に関する協定	株式会社東洋食品 株式会社池田自動車運輸	地震、風水害その他の災害が発生した場合における救援作業
56	R6.12.16	自然災害時における支援協力に関する協定	株式会社京葉銀行	地震、台風等の発生において物資等の支援協力

災害時における覚書

	締結日	覚 書 名	覚 書 先	覚 書 内 容
1	H9.12.1	災害時における安食郵便局、栄町間の協力に関する覚書	安食郵便局	・災害救助法適用時の郵便、為替預金、簡易保険の郵政事業 ・所有する管理施設及び用地を避難場所、物資集積所への提供
2	H26.8.6	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	東日本電信電話株式会社	災害発生時の特設公衆電話の利用
3	R2.9.3	災害時における停電復旧作業および啓開作業に伴う障害物等除去に関する覚書	東京電力パワーグリッド株式会社	停電復旧に係る作業の支障となる樹木などの障害物の除去、道路上の障害物の除去等
4	R2.9.3	災害時における電源車の配備に関する覚書	東京電力パワーグリッド株式会社	広範囲の長時間停電が発生した場合の配電車の配備
5	R2.9.3	災害時における連絡調整員の派遣に関する覚書	東京電力パワーグリッド株式会社	災害発生に伴う大規模停電の発生時において社員を連絡調整員として当町に派遣
6	R3.3.24	緊急時の伝達方法に関する覚書	株式会社広域高速ネット二九六	大規模災害発生時の情報提供手段の確保(MCA無線機の貸与)
7	R5.5.17	電機自動車を活用した脱炭素社会の推進に向けた包括連携協定覚書	日産自動車並びに千葉日産自動車株式会社、日産プリンス千葉販売株式会社及び日産サティオ千葉	千葉県が日産自動車並びに千葉日産自動車株式会社、日産プリンス千葉販売株式会社及び日産サティオ千葉と電気自動車の積極的な活用など相互に連携及び脱炭素社会の推進に向けた連携協定
8	R6.5.8	台風等の豪雨に起因する河川の災害及び水難事故等の緊急時における協力体制等に関する覚書	有限会社北総商事	長門川等における水難事故・水害等の発生時において災害対応活動等の協力

7. 防災関連機関一覧

1 千葉県

機 関 名	防災担当課	郵便番号	所 在 地	電話番号
千葉県防災危機管理部	危機管理政策課	260-8667	千葉市中央区市場町1-1	043(223)2175
印旛地域振興事務所	地域防災課	285-8503	佐倉市鎭木仲田町8-1	043(483)1111
印旛保健福祉センター (印旛保健所)	総務課	285-8520	佐倉市鎭木仲田町8-1	043(483)1133
印旛土木事務所	調整課	285-0026	佐倉市鎭木仲田町8-1	043(483)1140
印旛農業事務所	指導管理課	285-0026	佐倉市鎭木仲田町8-1	043(483)1125
北総教育事務所	総務課	285-0026	佐倉市鎭木仲田町8-1	043(483)1147

2 指定地方行政機関

機 関 名	防災担当課	郵便番号	所 在 地	電話番号
関東管区警察局 千葉県情報通信部	広域調整部広域 調整第二課機動 通信課	330-9726 260-0854	埼玉県さいたま市中央区新都 心2-1 千葉市中央区長洲1-9-1	048(600)6000 043(201)0110
関東総合通信局	防災対策推進室	102-8795	東京都千代田区九段南1-2 -1	03(6238)1790
関東財務局 千葉財務事務所	総務部総務課 総務課	330-9716 260-8607	埼玉県さいたま市中央区新都 心1-1 千葉市中央区椿森5-6-1	048(600)1111 043(251)7212
関東信越厚生局 千葉労働局	総務課 総務課	330-9713 260-8612	埼玉県さいたま市中央区新都 心1-1 千葉市中央区中央4-11-1	048(740)0705 043(221)4311
関東農政局 千葉県拠点	企画調整室防災 班 地方参事官室総 括チーム	330-9722 260-0014	埼玉県さいたま市中央区新都 心2-1 千葉市中央区本千葉町10-1 8	048(740)0308 043(224)5611
関東森林管理局 千葉森林管理事務所	企画調整課 総務調査官	371-8508 263-0034	群馬県前橋市岩神町4-16- 25 千葉市稲毛区稲毛1-7-20	027(210)1150 043(242)4656
関東経済産業局	総務課	330-9715	埼玉県さいたま市中央区新都 心1-1	048(600)0213
関東東北産業保安監督部	管理課	330-9715	埼玉県さいたま市中央区新都 心1-1	048(600)0433
関東地方整備局 利根川下流河川事務所	総括防災グルー プ 防災対策課	330-9724 287-8510	埼玉県さいたま市中央区新都 心2-1 香取市佐原イ4149	048(600)1333 0478(52)6368
関東運輸局 千葉運輸支局	総務課 総務企画担当	231-8433 261-0002	神奈川県横浜市中区北仲通5 -57 千葉市美浜区新港198	045(211)7269 043(242)7336

東京航空局 成田空港事務所	安全企画・保安対 策課 総務課	102-0074 282-8602	東京都千代田区九段南1-1 -15 成田市古込字込前133	03(5275)9292 0476(32)0912
国土地理院 関東地方測量部	企画部防災推進 室 防災課	305-0811 102-0074	茨城県つくば市北郷1 東京都千代田区九段南1-1 -15	029(864)6275 03(5213)2054
東京管区気象台 銚子気象台	総務部業務課 防災業務係	204-8501 288-0001	東京都清瀬市中清戸3-235 銚子市川口町2-6431	042(495)3159 0479(23)7705
第三管区海上保安本部	救難課	231-8818	神奈川県横浜市中区北仲通5 -57	045(211)1118
関東地方環境事務所	総務課	330-9720	埼玉県さいたま市中央区新都 心1-1	048(600)0516
防衛省 北関東防衛局	防衛政策局運用 政策課 地方協力基盤整 備課	162-8801 330-9721	東京都新宿区市谷本村町5- 1 埼玉県さいたま市中央区新都 心2-1	03(5366)3111 048(600)1811

3 自衛隊

機 関 名	防災担当課	郵便番号	所 在 地	電話番号
自衛隊	第一空挺団本部	274-8577	船橋市薬円台3-20-1	047(466)2141

4 指定公共機関

機 関 名	防災担当課	郵便番号	所 在 地	電話番号
東日本電信電話(株) 千葉事業部	サービス運営部 災害対策室 千葉災害対策室	163-8019 261-0023	東京都新宿区西新宿3-19- 2 千葉市美浜区中瀬1-6	03(5359)4830 043(211)8652
(株)NTTドコモ 千葉支店	災害対策室 ネットワーク部	100-6150 260-8540	東京都千代田区永田町2-11 -1 千葉市中央区新町1000	03(5156)1111 043(301)0500
エヌ・ティ・ティコミュニケーシ ョンズ(株)	プラットフォーム サービス本部事 業推進部危機管 理室	100-0004	東京都千代田区大手町2-3 -1	0570(03)9909
日本赤十字千葉県支部	事業部救護福祉 課	260-8610	千葉市中央区千葉港5-7	043(241)7531
日本放送協会 千葉放送局	総務局総務・地域 部 企画総務	150-8001 260-8610	東京都渋谷区神南2-2-1 千葉市中央区千葉港5-1	03(3465)1111 043(203)0597
東日本高速道路(株)関東支 社 千葉管理事務所	管理事業部管理 事業統括課 工務	330-0854 263-0001	埼玉県さいたま市大宮区桜木 町1-11-10 千葉市稲毛区長沼原町177	048(631)0185 043(259)5221
独立行政法人水資源機構		276-0028	八千代市村上3139	047(483)0722
成田国際空港(株)	空港運用部門	282-8601	成田市古込字古込1番地1	0476(34)4652

東日本旅客鉄道(株) 千葉支社	安全企画部 総務部安全企画 室	151-8578 260-8551	東京都渋谷区代々木2-2-2 千葉市中央区弁天2-23-3	03(5334)1167 043(225)9136
日本貨物鉄道(株) 関東支社	危機管理部 総務部	151-0051 141-0022	東京都渋谷区千駄ヶ谷5-33 -8 東京都品川区東五反田1-11 -15	03(5367)7437 03(5793)9071
東京ガス(株) 千葉支社	防災・供給部 総務広報グルー プ	105-0022 260-0031	東京都港区海岸1-5-20 千葉市中央区新千葉1-4-3	03(3433)2111 043(246)7705
東京電力パワーグリッド(株) 成田支社	企画統括グルー プ	286-0033	成田市花崎町822-1	0120(995)007 (コンタクトセンター) 0476(55)5139
KDDI(株)	運用管理部特別 通信対策室	163-8003	東京都新宿区西新宿2-3-2	03(3347)96633
ソフトバンク(株)	総務本部総務企 画部 リスク対策課	105-7529	東京都港区海岸1-7-1東京 ポートシティ竹芝オフィスタワー	03(6889)6601
楽天モバイル(株)	BCP 運用部災害 対策支援室	158-0094	東京都世田谷区玉川1-14- 1楽天クリムゾンハウス	050-5369-7202
日本郵便(株) 千葉中央郵便局	総務部	100-8792 260-8799	東京都千代田区大手町2-3 -1 千葉市中央区中央港1-14- 1	03(3477)0111 043(246)0020

5 指定地方公共機関

機 関 名	防災担当課	郵便番号	所 在 地	電話番号
南外四大字土地改良区		270-1532	栄町南池ノ上163-7	0476(95)2558
和田外四大字土地改良区		270-1521	栄町和田366	0476(95)2349
請方外七大字土地改良区		270-1544	栄町中谷371-5	0476(95)2516
印旛沼土地改良区	総務課	285-0011	佐倉市山崎143	043(484)1155
北辺田・矢口土地改良区		270-1511	栄町北辺田水神前967	0476(95)3050
成田北部土地改良区		286-0805	成田市南羽鳥212	0476(37)1321
千葉県長沼水害予防組合	総務部危機管理課	286-8585	成田市花崎長760	0476(20)1523
印旛利根川水防事務組合	事務局(栄町消防 本部内)	270-1546	栄町生板鍋子新田乙20-71	0476(95)8983
日本瓦斯株式会社	エネルギー事業部	151-8582	東京都渋谷区代々木4-31- 8	03(5308)2111
東日本ガス株式会社	供給課	270-1138	我孫子市下ヶ戸608-1	04(7182)4175
(一社)千葉県薬剤師会	事務局	260-0025	千葉市中央区問屋町9-2	043(242)3801
(公社)千葉県看護協会	事務局	261-0002	千葉市美浜区新港249-4	043(245)1744

6 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機 関 名	防災担当課	郵便番号	所 在 地	電話番号
長門川水道企業団	水道課	270-1592	栄町安食台1-2	0476(33)7718
印西地区衛生組合	事務局	270-1512	栄町須賀1997-27	0476(95)0252
西印旛農業協同組合 東部支店		270-1334 270-1521	印西市西の原4-3 栄町和田116-1	0476(48)2210 0465(95)1101
(公社)千葉県医師会	事務局	260-0026	千葉市中央区千葉港4-1	043(242)4271
印旛市郡医師会	事務局	286-0036	成田市加良部3-17-2	0476(27)0168
(一社)千葉県歯科医師会	事務局	261-0002	千葉市美浜区新港32-17	043(241)6471
印旛郡市歯科医師会	事務局	286-0011	成田市玉造6	0476(27)1894
(一社)千葉県薬剤師会	事務局	260-0025	千葉市中央区問屋町9-2	043(242)3801
(一社)印旛郡市薬剤師会	事務局	285-0811	佐倉市表町4-7-19	043(483)5810
(社福)栄町社会福祉協議会	事務局	270-1592	栄町安食台1-2	0476(95)1100
印西地区環境整備事業組合	庶務課	270-1352	印西市大塚1-1-1	0476(46)2731
栄町消防本部・署	消防総務課	270-1546	栄町生板鍋子新田乙20-71	0476(95)0119
栄町三師会	事務局(健康介護課)	270-1592	栄町安食台1-2	0476(33)7709
栄町赤十字奉仕団	事務局(福祉・子ども課)	270-1592	栄町安食台1-2	0476(33)7707

7 警察機関

機 関 名	防災担当課	郵便番号	所 在 地	電話番号
千葉県警察本部	警備課	260-8668	千葉市中央区長洲1-9-1	043(201)0110
千葉県成田警察署	警備課	286-0036	成田市加良部3-5	0476(27)0110
千葉県成田国際空港警察署		282-0011	成田市古込字込前133	0476(32)0110
千葉県成田警察署栄交番		270-1515	栄町安食台1-7-1	0476(95)0025
千葉県印西警察署	警備課	270-1327	印西市大森2514-13	0476(42)0110
千葉県印西警察署布鎌駐在所		270-1533	栄町南ヶ丘1-18-3	0476(95)2396

8. 人的被害（様式1）

○様式1

人的被害に関する状況															様式 1	
整理 番号	管轄市町村	管轄消防	覚知 時刻	発生 時刻	発生住所	年齢	性別	国籍	程度	傷病名	搬送先	状況	報道への公表 区分	報告者名	報告者所属	連絡先
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																

※不明箇所は不明と記入して報告する。
※中等症の被害者の程度は、認定基準で判断できない場合、軽傷として扱う。

○認定基準

区分	被害項目	認定基準	備考
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。	1.当該災害による負傷者が、発災後 48 時間以内に死亡した場合は、「死者」として扱う。 2.重傷又は軽傷の別が明らかでない場合は、とりあえず「負傷者」として報告する。 3.要治療期間については、可能な限り、診断した医師又は病院から正確な情報を得ること。
人的被害	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者とする。（原則として精神的なものを理由に行方が不明になった場合を除くが、判断は市町村が行う。）	
人的被害	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月以上の治療を要する見込みの者とする。	
人的被害	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月未満で治療できる見込みの者とする。	

○負傷者情報 印刷用原本

負傷者情報

管轄市	
管轄消防	
覚知時間	
発生住所	
年齢	
性別	
国籍	
程度	
傷病名	
搬送先	
状況	

報告者

所属

連絡先

受信者

○負傷者情報 記入例

負傷者情報

管轄市	〇〇市
管轄消防	〇〇〇〇〇〇〇〇〇消防組合消防本部
覚知時間	〇〇時〇〇分
発生住所	〇〇市〇〇〇〇—〇〇
年齢	〇〇歳
性別	男
国籍	日本
程度	重傷又は軽傷(※中等症は軽傷扱いとする)
傷病名	右大腿骨頸部骨折、右肩脱臼
搬送先	〇〇病院
状況	地震に驚き自宅階段(2階から1階)から転落し負傷。

報告者	〇〇 〇〇
-----	-------

所属	〇〇課
----	-----

連絡先	000-000-0000
-----	--------------

受信者	
-----	--

9. 住家等被害（様式2）

○様式2-1

住家被害に関する状況（損壊）

様式2-1

整理 番号	住所	種別	世帯数	人員	程度	破損箇所及び被害の詳細	報道への 公表区分	報告者名	報告者所属	連絡先
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										

※ガラスが数枚割れた程度の被害は報告不要（一部破損ではない）

○様式2－2

住家被害に関する状況(浸水被害)

様式2－2

整理 番号	住所	種別	世帯数	人員	程度	対処状 況	備考	報道への 公表区分	報告者名	報告者所 属	連絡先
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											

○様式2－3

非住家被害に関する状況

様式2－3

整理 番号	住所	種別	名称	程度	破損箇所及び被害の詳細	備考	報道への 公表区分	報告者名	報告者所属	連絡先
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										

○記入要領

共通事項

- 住家被害の定義は、「災害報告取扱要領」(昭和45年4月10日消防防第246号)によるものとする。
- 被害を覚知した場合、詳細な破損箇所、対処状況等について不明又は調査中であっても原則報告を行うものとする。
- なお、住所の詳細が不明(大字が不明)な場合については、判明した時点で報告を行うこと。
- 「住所」の欄については、可能な限り詳細に記入することとし、最低限、大字までは記入すること。
- 各項目について、不明な箇所については、「不明」と記入する。なお、判明した時点で必ず修正を行うこと。
- 「報道への公表区分」は、市町村が被害を認定し、マスコミへ発表できる状況になったら公表とする。

1 損壊

- 「種別」、「世帯数」、「人員」について、被害を覚知した時点で不明な場合は、「不明」と記入し報告し、その後判明した時点で再度記入する。
- 「程度」について、原則「全壊」、「半壊」、「一部破損」の別を記入することとし、判別に時間を要する場合に限り、「不明」とする。
- 「破損箇所及び被害の詳細」について、報告時点で把握している情報を記入し、情報が無く、現場調査を要する場合には「不明」とする。

2 浸水被害

- 「種別」、「世帯数」、「人員」について、被害を覚知した時点で不明な場合は、「不明」と記入し報告し、その後判明した時点で再度記入する。
- 「程度」について、原則「床上浸水」、「床下浸水」の別を記入することとし、判別に時間を要する場合に限り、「不明」とする。
- 「対処状況」について、「対処完了」については、その対処方法等についても簡潔に記入する。
なお、床下浸水等で対処が不要な場合も「対処完了」とする。

3 非住家被害

- 「種別」、「名称・詳細」について、被害を覚知した時点で不明な場合は、「不明」と記入し報告し、その後判明した時点で再度記入する。
- 「程度」について、原則「全壊」、「半壊」の別を記入することとし、判別に時間を要する場合に限り、「不明」とする。
- 「破損箇所及び被害の詳細」について、報告時点で把握している情報を記入し、情報が無く、現場調査を要する場合には「不明」とする。

○認定基準

区分	被害項目	認定基準	備考
住家被害	共通	住家とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。	1.別荘等で現に人が居住していないものは、「非住家」として扱う。
			2.倉庫等は通常非住家と認められるが、人が居住している場合で、当該居住部分に被害を生じた場合は「住家被害」として計上する。
			3.店舗併用住宅の居住部分は「住家」として扱い、店舗部分は「非住家」として扱う。また、两部分にわたり被害を生じた場合は、「住家被害」として計上し、非住家被害としては計上しない。
			4.「棟」とは、一つの独立した建物をいい、離れ、納屋、倉庫等は母屋とは別に1棟として扱う。ただし、ごく小規模なものは除く。二つ以上の棟が渡廊下等で接続している場合には各1棟として計上する。
			5.アパート、マンション等の集合住宅が被害を受けた場合は、被災棟数は1棟とし、被災世帯数はその建物に居住する世帯数を計上する。
住家被害	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの。すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、または住家の損壊(ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。)が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素(ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。)の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。	
住家被害	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。	
住家被害	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。	屋根瓦の相当部分が落ちたような場合は、「一部損壊」となるが、屋根の主要部分に被害が生じた場合は、「半壊」以上として扱う。
住家被害	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが土砂・竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。	アパート、マンション等の集合住宅で2階建て以上の建物の被災世帯は、次のように取り扱う。 (1)1階部分が床下浸水の場合、1階に居住する世帯数のみでなく、その建物に居住する世帯数を「床下浸水」に計上する。 (2)1階部分が床上浸水の場合、1階に居住する世帯数は「床上浸水」に、2階以上に居住する世帯数は「床下浸水」に計上する。
住家被害	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。	
	共通	住家以外の建築物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。	

資料編

区分	被害項目	認定基準	備考
非住家被害		これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。	
		非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入する。	
非住家被害	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等で公用物又は公共の用に供する建物とする。	文教施設・港湾・清掃施設等別に項目を定めてあるものは、「公共建物」に含めない。
非住家被害	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	店舗併用住宅の店舗部分のみ被害を受けた場合は、「非住家、その他」として扱う。
罹災世帯		1.災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。	寄宿舍、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
		2.一部損壊及び床下浸水の場合は計上しない。	
罹災者		罹災世帯の構成員とする。	

10. 交通規制（道路被害）（様式3）

○様式3

交通規制(道路被害)状況

様式 3

整理 番号	路線名	区間・場所	道路被害	交通規制	理由	規制(報告) 開始	迂回路	規制 延長 (km)	規制解除(予定) (復旧見込み)	備 考	管理者	報道 への 公表 区分	報告者名	報告者所属	連絡先
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															

※状況は分かる限りで記載し、不明箇所は不明として報告。

※道路被害や交通規制の理由で土砂が原因の場合、地滑りと分かれば「地滑り」、土砂の流出が崖地であれば「がけくずれ」、それ以外の場合は「土砂崩れ」としてください。

※道路被害は、土砂や倒木で路面が覆われているうちは「不明」、撤去後に道路に穴が空けば「道路陥没」、その他は状況に応じて記載してください。

※交通規制を伴わない道路被害に関しても報告する。（例）道路の縁が崩れた、もしくは土砂が被ったものの、規制は不要な場合。

※道路被害を伴わない交通規制に関しても報告する。（例）道路冠水や倒木による道路規制。

※「報道への公表区分」は、市町村が被害を認定し、マスコミへ発表できる状況になったら公表とする。

1 1. その他の被害（様式 4）

○様式4

その他の被害に関する状況										様式4
整理 番号	事案名	覚知 時刻	発生 時刻	発生住所	事案の状況	備考	報道への 公表区分	報告者名	報告者所属	連絡先
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										

※状況は分かる限りで記載し、不明箇所は不明として報告する。
※二次被害の恐れがある情報、報道機関が大きく取り上げる可能性があるなど、社会的影響の大きな事案について記載する。

1 2. 避難指示等発令（様式5）

○様式5

避難指示等発令状況

様式5

整理 番号	避難指示等発令区分	発令時刻	解除時刻	対象市町村	対象地域	対象世帯数	対象人数	発令理由	報告者名	報告者所属	連絡先
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											

※対象世帯数及び人数は、正確な把握ができない場合はおおよその数値で良い。

1 3. 物資資源管理情報（様式 6）

○様式6－1

保有備蓄物資一覧

様式6－1

No	市町村	品目	数量	単位	1 梱包単位の容積			1 梱包単位の入数	1 梱包単位の重量(kg)	保管箇所数
					たて(mm)	よこ(mm)	高さ(mm)			
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										

○様式6－2

集積拠点候補地

様式6－2

※緯度経度は 10 進法により小数点以下 7 桁まで入力。

No	市町村	施設名	住所	緯度	経度	電話	有効面積 (㎡)	屋根	荷役 機械	大型(10t) 進入可否	ヘリコプター 離発着可否	受入 人数	官／民
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

1 4 . 避難所等情報（様式 7）

○様式 7－1

避難所情報

様式 7－1

※緯度経度は 10 進法により小数点以下 7 桁まで入力。

No	市町村	施設名	住所	緯度	経度	管理者	管理担当	電話	有効面積 (㎡)	想定収容人数	指定避難所	福祉避難所	構造条件			立地条件				交通条件	耐震性	耐火性	非構造部材の耐震化	備蓄物資														
													出入口	トイレ	水道	浸水想定区域	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	津波災害警戒区域					食料 (食)	飲料 (L)	毛布 (枚)	トイレ (基)	紙おむつ (枚)	生理用品 (枚)	マスク (枚)	手指消毒液	自家発電装置	非常用発電機	衛星電話	燃料	生活用水		
1																																						
2																																						
3																																						
4																																						
5																																						
6																																						
7																																						
8																																						
9																																						
10																																						

○様式7－2

避難所開設情報

様式7－2

No	市町村	施設名	住所	電話	有効 面積 (㎡)	収容 可能 人数	現避難数		延べ避難数		不足物資	開設日時	閉鎖日時
							世帯数	人数	世帯数	人数			
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

15. 栄町防災行政無線局管理運用規則

令和2年4月1日

規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、栄町地域防災計画に基づく災害対策に係る事務及び行政事務に関し、円滑な通信の確保を図るため設置する防災行政無線局（以下「無線局」という。）の管理及び運用について、電波法（昭和25年法律第131号）及び関係法規に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 電波法第2条第5号に規定する無線局をいう。
- (2) 固定系親局 特定の受信設備に対し、同時に同一内容の通報を送信する無線局をいう。
- (3) 固定系子局 固定系親局の通報の相手方となる受信設備をいう。
- (4) 基地局 陸上移動局を通信の相手方として、栄町役場庁舎内に設置する移動しない無線局をいう。
- (5) 陸上移動局 陸上を移動中又はその特定しない地点に停止中に運用する車載可搬又は携帯型の無線局をいう。
- (6) 無線系 前各号の無線局及びその付帯設備を含めた通信システムをいう。
- (7) 無線従事者 無線設備の操作を行う者であって、総務大臣の免許を受け、かつ、当該無線設備を操作する資格を有する者をいう。
- (8) 課等 栄町行政組織条例（平成16年栄町条例第8号）第1条に規定する組織、栄町行政組織規則（平成16年栄町規則第9号）第4条第1項に規定する出納室、栄町教育委員会行政組織規則（昭和55年栄町教育委員会規則第3号）第14条第1項に規定する課若しくは同規則第2条第1号に規定する教育機関、教育委員会以外の委員会若しくは委員の事務局若しくは委員会若しくは委員の管理に属する事務をつかさどる機関、議会事務局、栄町消防本部組織規則（令和2年栄町規則第4号）第2条に規定する課又は栄町消防署をいう。

(無線局の設置場所等)

第3条 無線局の設置場所等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める別表のとおりとする。

- (1) 前条第2号及び第3号に掲げる無線局（以下「防災行政無線局（固定系）」という。）

別表第1

- (2) 前条第4号及び第5号に掲げる無線局（以下「防災行政無線局（移動系）」という。）

別表第2

(無線系の総括管理者)

第4条 無線系に総括管理者を置く。

2 総括管理者の業務は、別表第3に掲げるとおりとする。

3 総括管理者は、町長とする。

(管理責任者)

第5条 無線系に管理責任者及び遠隔管理責任者（固定系親局のうち遠隔制御装置に係る管理責任者をいう。以下これらを「管理責任者等」という。）を置く。

2 管理責任者の業務は別表第4に、遠隔管理責任者の業務は別表第5にそれぞれ掲げるとおりとする。

3 管理責任者は参事兼安全対策推進室長の職にある者を、遠隔管理責任者は消防長の職にある者をそれぞれもって充てる。

(通信取扱責任者)

第6条 無線系に通信取扱責任者及び遠隔通信取扱責任者（固定系親局のうち遠隔制御装置に係る通信取扱責任者をいう。）（以下これらを「通信取扱責任者等」という。）を置く。

2 通信取扱責任者の業務は別表第6に、遠隔通信取扱責任者の業務は別表第7に掲げるとおりとする。

3 通信取扱責任者等は、管理責任者等がその職員の中から無線従事者の資格を有する者を指名し、これに充てる。

(使用管理者)

第7条 無線局に使用管理者及び遠隔使用管理者（固定系親局のうち遠隔制御装置に係る使用管理者をいう。）（以下これらを「使用管理者等」という。）を置く。

2 使用管理者は、次に掲げる無線局の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職にある者をもって充てる。

(1) 基地局及び固定系親局のうち親局 参事兼安全対策推進室長の職

(2) 固定系親局のうち遠隔制御装置 消防長の職

(3) 固定系子局 参事兼安全対策推進室長の職

(4) 課等に配置した陸上移動局 無線局が置かれている課等の長

3 使用管理者の業務は別表第8に、遠隔使用管理者の業務は別表第9にそれぞれ掲げるとおりとする。

(無線従事者)

第8条 無線従事者は、無線局の無線設備の操作を行うとともに無線業務日誌（固定系）（別記第1号様式）又は無線業務日誌（移動系）（別記第2号様式）に記載する。

2 基地局に配置された無線従事者は、その通信の相手方である陸上移動局の通信取扱者の行う無線設備の操作を指揮監督する。

(通信取扱者)

第9条 通信取扱者は、無線従事者の指導のもとに電波法等関係法令を遵守し法令に基づいた無線局の運用を行う。

2 通信取扱者は、無線局の運用に携わる一般職員とする。

(無線従事者名簿の作成)

第10条 総括管理者は、無線従事者の現状を把握するため、毎年4月1日をもって無線従事者名簿(別記第3号様式)を作成するものとする。

(業務書類等の管理)

第11条 管理責任者等は、電波法等関係法令に基づく業務書類を管理保管する。

2 管理責任者等は、電波法令集を常に現行のものに維持しておくものとする。

3 管理責任者等は、無線従事者選(解)任届(別記第4号様式)に関する書類を常に整理保管しておくものとする。

(業務報告)

第12条 基地局及び固定系親局の使用管理者及び遠隔使用管理者(以下「使用管理者等」という。)は、毎月の無線局の運用状況を翌月10日までに管理責任者に報告するものとする。

2 前項に規定する報告は、防災行政無線を操作した日時、操作した無線従事者及び操作した内容を記載した書面により行うものとする。

(無線設備の保守点検)

第13条 無線設備の正常な機能を確保するため、次のとおり保守点検を行う。

(1) 毎日点検 使用管理者等が行う。

(2) 1年点検 管理責任者等が保守点検業務委託により行う。

2 前項に規定する保守点検の結果、異常を発見したときは、直ちに管理責任者等に報告するものとする。

(通信訓練)

第14条 総括管理者は、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、通信訓練を毎年1回以上行うものとする。

2 通信訓練は、通信統制訓練及び伝達訓練とする。

(協力体制)

第15条 総務課、消防本部消防総務課及び消防署は、無線局の適切な運用が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、栄町防災行政無線の管理及び運用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第 1 (第 3 条第 1 号)

防災行政無線局 (固定系) の設置場所等

(周波数 6 8 . 8 2 0 MHz 出力 1 W)

(周波数 6 8 . 8 2 0 MHz 出力 1 W)

1 固定系親局

種別	設置箇所	設置場所
親局	栄町役場	栄町安食台 1 丁目 2 番
遠隔制御装置	栄町消防本部	栄町生板鍋子新田乙 2 0 番地の 7 1

2 固定系子局

番号	設置箇所	設置場所	群
1	西青年館跡	栄町西 5 9 3 番地の 3	A
2	第 5 分団第 2 部機庫	栄町布太 3 8 番地	B
3	栄中学校	栄町安食 5 5 番地	A
4	栄町公民館	栄町請方 3 1 8 番地	B
5	中谷集会所	栄町中谷 2 0 2 番地	A
6	栄町北沖耕地神社	栄町北 4 2 3 番地	B
7	押砂集会所地先	栄町北 6 7 5 番地地先	A
8	請方農村協同館	栄町請方 9 6 7 番地	B
9	出津青年館	栄町竜ヶ崎町歩戊 4 0 2 4 番地	B
1 0	四ッ谷集会所	栄町四ッ谷 6 7 番地	A
1 1	第 4 分団第 4 部機庫	栄町布鎌酒直 1 2 番地の 2 の 2	A
1 2	長門川公園	栄町和田 2 3 7 番地	B
1 3	第 2 分団第 2 部機庫	栄町須賀 1 9 6 5 番地の 1	A
1 4	矢口榎本地先	栄町矢口 5 7 6 番地の 3	A
1 5	第 4 分団第 3 部機庫	栄町南 1 1 0 番地	B
1 6	曾根公会堂跡	栄町曾根 4 5 0 番地	A
1 7	下堤外児童公園	栄町南ヶ丘 1 丁目	B
1 8	第 4 分団第 2 部機庫	栄町押付 1 9 1 番地地先	B
1 9	布鎌小学校東分校跡	栄町四箇 9 0 番地	A
2 0	和田土地改良区	栄町和田 3 6 6 番地	B
2 1	布鎌小学校	栄町請方 1 5 7 番地の 1	A
2 2	栄町保健センター	栄町安食 3 6 7 8 番地の 6	A
2 3	安食小学校	栄町安食 3 0 5 番地	B

番号	設置箇所	設置場所	群
24	第1分団第1部機庫	栄町安食3431番地の1	A
25	安食台第2近隣公園	栄町安食台6丁目20番	B
26	田中児童公園	栄町安食字田中2380番地の54外	A
27	南部青年館	栄町酒直官堤299番地の4	A
28	雨堤児童公園	栄町酒直台1丁目21番	A
29	酒直小学校	栄町竜角寺33番地	B
30	竜角寺	栄町竜角寺239番地	A
31	竜角寺近隣公園	栄町竜角寺台2丁目1461番地の12	A
32	四斗蒔児童公園	栄町竜角寺台5丁目1339番地の1	B
33	麻生青年館	栄町麻生182番地の1	B
34	興津浅間神社	栄町興津1586番地	B
35	矢口仲台地先	栄町矢口100番地	A
36	北辺田小学校	栄町北辺田212番地	A
37	第2分団第1部機庫	栄町須賀810番地	B
38	三区集会所	栄町安食1398番地	A
39	安食台小学校	栄町安食台4丁目34番1号	B
40	南浅間神社	栄町西362番地地先	B
41	南第2児童公園	栄町南ヶ丘2丁目19番	A
42	曾根香取神社	栄町曾根113番地	B
43	皇太神社地先	栄町請方55番地の1	A
44	安食台3丁目集会所	栄町安食台3丁目18番1号	B
45	前新田浄水場	栄町安食2849番地の16	A
46	前新田地先	栄町安食3169番地の3	B
47	拾五町歩地先	栄町安食2694番地	A
48	酒直台児童公園	栄町酒直台1丁目7番1号	B
49	船戸児童公園	栄町酒直台2丁目19番	B
50	栄東中学校	栄町竜角寺1112番地の2	B
51	竜角寺台小学校	栄町竜角寺台6丁目26番1号	A
52	酒直池ノ内地先	栄町酒直1951番地	A
53	矢口農協倉庫	栄町矢口官堤2番地先	B
54	栄町終末処理場	栄町須賀2000番地の1	B

別表第2（第3条第2号）

防災行政無線局（移動系）の設置場所等

（周波数262.2375MHz 出力5W）

無線局の種別	呼出名称	設置課名	設置（常置）場所	使用管理者
基地局（2W）	ぼうさいさかえ	くらし安全課	栄町安食台1丁目2番	くらし安全課長
陸上移動局 （車載5W）	さかえ201	くらし安全課	栄町安食台1丁目2番	企画財政課長
	さかえ202	くらし安全課	栄町安食台1丁目2番	都市建設課長
	さかえ203	くらし安全課	栄町安食台1丁目2番	くらし安全課長
	さかえ204	くらし安全課	栄町安食台1丁目2番	くらし安全課長

別表第3（第4条第2項）

総括管理責任者の業務
（1） 無線系の管理運用業務の総括及び管理責任者の指揮監督 （2） 無線系の運用に必要な員数の無線従事者の配置 （3） 無線従事者の養成 （4） 無線従事者名簿の作成 （5） 通信訓練の実施 （6） 研修の実施 （7） 通報事項のうち重要であると総括管理者が認めるものの決定

別表第4（第5条第2項）

管理責任者の業務
（1） 無線局（固定系親局のうち遠隔制御装置を除く。）の運用状況の把握及び報告 （2） 無線従事者（固定系親局のうち遠隔制御装置において従事する無線従事者を除く。）の選解任の書類の保管 （3） 通報事項（固定系親局のうち遠隔制御装置から通報する事項を除く。）の決定（別表第3第7号に掲げるものを除く。） （4） 無線局（固定系親局のうち遠隔制御装置を除く。）の1年点検の実施

別表第5（第5条第2項）

遠隔管理責任者の業務
(1) 無線局（固定系親局のうち遠隔制御装置に限る。）の運用状況の把握及び報告
(2) 無線従事者（固定系親局のうち遠隔制御装置において従事する無線従事者に限る。）の選解任の書類の保管
(3) 通報事項（固定系親局のうち遠隔制御装置から通報する事項に限る。）の決定（別表第3第7号に掲げるものを除く。）
(4) 無線局（固定系親局のうち遠隔制御装置に限る。）の1年点検の実施

別表第6（第6条第2項）

通信取扱責任者の業務
(1) 通信取扱者（固定系親局のうち遠隔制御装置における通信取扱者を除く。）の指名
(2) 通信業務（固定系親局のうち遠隔制御装置から行う通信業務を除く。）の適正な運用の指導
(3) 無線局（固定系親局のうち遠隔制御装置を除く。）の業務日誌の管理

別表第7（第6条第2項）

遠隔通信取扱責任者の業務
(1) 無線局（固定系親局のうち遠隔制御装置に限る。）の通信取扱者の指名
(2) 無線局（固定系親局のうち遠隔制御装置に限る。）における通信業務の適正な運用の指導
(3) 無線局（固定系親局のうち遠隔制御装置に限る。）における無線局業務日誌の管理

別表第8（第7条第3項）

使用管理者の業務
(1) 無線局（固定系親局のうち遠隔制御装置を除く。）の毎日の点検
(2) 無線局（固定系親局のうち遠隔制御装置を除く。）の操作卓、無線装置、受信装置及び電源装置の維持管理

別表第9（第7条第3項）

遠隔使用管理者の業務
(1) 無線局（固定系親局のうち遠隔制御装置に限る。）の毎日の点検
(2) 無線局（固定系親局のうち遠隔制御装置に限る。）の操作卓、無線装置、受信装置及び電源装置の維持管理

第 2 号様式（第 8 条第 1 項）

無線業務日誌（移動系）					無線局 管理責任者	無線局 取扱責任者
年 月 日 呼 出 名 称 ぼうさいさかえ						
無線従事者					混信等の通信状況	非常通信実施状況
資 格		免許番号		氏 名	サービス期間	
NO.	通信局の相手	通 信 時 刻		通信時刻	通信内容	移動概要(移動局)その他の参考事項
		開 始	終 了			
////////////////////						
////////////////////						

第3号様式（第10条）

無線局の種別

無線従事者名簿

年 月 日現在

所 属	氏 名	免許証の番号	選任年月日	備 考

第 4 号様式（第 1 1 条第 3 項）

※整理番号

無線従事者選(解)任届

年 月 日

様

届出者 郵便番号
住所
(電話番号)
氏名

印

無線従事者を選(解)任したので、選(解)任後の無線従事者を下記のとおり届けます。

記

無線局の種別等
無線局の種別
無線局の名称
免許の番号
設置場所

年 月 日現在

氏 名	資 格	免許証の番号	選任年月日	業務経歴

別記第 1 号様式（第 8 条第 1 項）

第 2 号様式（第 8 条第 1 項）

第 3 号様式（第 1 0 条）

第 4 号様式（第 1 1 条第 3 項）

16. 栄町防災行政無線局（固定系）運用要領

平成2年3月31日

告示第14号

改正 平成3年1月29日告示第3号

平成6年10月1日告示第18号

平成14年6月28日告示第46号

平成16年6月28日告示第43号

令和2年4月1日告示第35号

（趣旨）

第1条 この要領は、栄町防災行政無線局管理運用規則（令和2年栄町規則第16号）に基づき、防災行政無線局（固定系）の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

（令2告示35・一部改正）

（定義）

第2条 この要領において使用する用語の意義は、この要領に定めるもののほか、栄町防災行政無線局管理運用規則において使用する用語の例による。

（令2告示35・追加）

（通報事項）

第3条 通報事項は、次に掲げるものとする。

- （1） 地震、洪水、台風等の非常事態に関すること。
- （2） 町行政について周知又は協力を必要とする事項に関すること。
- （3） 前各号に掲げるもののほか、総括管理者が特に必要と認める事項に関すること。

（令2告示35・旧第2条繰下・一部改正）

（通報の方法）

第4条 通報は次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法で行う。

- （1） 緊急通報 全町一斉に最大音量で通報する。
- （2） 一斉通報 全町一斉に通報する。
- （3） 地区通報 消防団分団単位とした特定地域のみに通報する。
- （4） 個別通報 概ね1局から2局の特定地域のみに通報する。

2 前項第2号から第4号までに掲げる通報については、時差通報（固定系子局をA群及びB群に分け、同一の内容を群別に通報時間をずらして通報することをいう。）する。

（令2告示35・旧第3条繰下・一部改正）

（通報の種別及び通報時刻等）

第5条 通報の種別は、定時通報、臨時通報及びチャイム通報とする。

2 定時通報は、その必要に応じ午前10時からくらし安全課災害対策室において通報するものと

する。

3 臨時通報は、災害に関することその他緊急を要する事項についてその都度行う。

4 チャイム通報は、次に掲げる時間により行う。

(1) 午後4時 1月、11月、12月

(2) 午後5時 2月、3月、9月、10月

(3) 午後6時 4月、5月、6月、7月、8月

(令2告示35・旧第4条繰下・一部改正)

(通報の手続等)

第6条 通報（災害に関するものを除く。）は、次の各号に掲げる担当課等が、当該各号に定める日時の間に行う。

(1) 暮らし安全課災害対室 月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、週休日等（栄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年栄町条例第3号）第3条第1項に規定する週休日並びに同条例第10条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日をいう。以下同じ。）を除く。

(2) 消防本部消防総務課及び消防署 前号に定める日時以外の日時

2 災害に関する通報は、暮らし安全課災害対策室が行う。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるものと町長が認める場合は、消防本部消防総務課又は消防署が行う。

3 通報（災害に関するものを除く。）を依頼する課等の長は、防災行政無線通報依頼書（別記様式）を暮らし安全課災害対策室に通報する日前2日までに提出しなければならない。この場合において、当該通報する日が週休日等である場合は、暮らし安全課災害対策室は消防本部消防総務課又は消防署に通報を依頼することができる。

(令2告示35・追加)

(通報の制限)

第7条 総括管理者は、災害の発生その他特別の理由があるときは定時通報を制限することができる。

(令2告示35・旧第6条繰下)

(通報の記録)

第8条 無線従事者は、通報を行ったとき無線局業務日誌（固定系）に必要事項を記載しなければならない。

(令2告示35・旧第7条繰下)

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、防災行政無線局（固定系）の運用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(令2告示35・追加)

附 則

この要領は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成3年1月29日告示第3号）

この告示は、平成3年2月1日から施行する。

附 則（平成6年10月1日告示第18号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成14年6月28日告示第46号）

この告示は、平成14年7月1日から施行する。

附 則（平成16年6月28日告示第43号）

この告示は、平成16年7月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日告示第35号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別記様式

防災行政無線通報依頼書

課 等	班				
依頼年月口	年	月	日	依頼課等の長	印
件 名					
通報日時	年	月	日	開始 時 分 終了 時 分	
通報区域	A 一斉 B 個別（地区名 ）				
通 報 文					
1 通報 2 日前までに提出して下さい。 2 通報文は簡潔に表現して下さい。 3 ※印欄は記入しないで下さい。				※ 処	通 報 号
				理	担当者

別記様式

(令 2 告示 3 5 ・一部改正)

17. 栄町防災行政無線局（固定系）戸別受信機管理規程

平成2年3月31日

訓令第5号

改正 平成6年10月1日訓令第14号

平成14年6月28日訓令第10号

（趣旨）

第1条 この規程は、栄町防災行政無線局（固定系）戸別受信機（以下「戸別受信機」という。）の管理等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（貸与）

第2条 栄町は、次の各号に掲げる区分により戸別受信機を各1台貸与するものとする。

- （1） 各行政区より推薦された防災連絡員
- （2） 難聴地区及び拡声方式により難い地区
- （3） その他町長が必要と認めた施設及び組織の構成員

2 前項の規定による貸与は、予算の範囲内において随時行うものとする。

（費用負担）

第3条 前条の規定により戸別受信機の貸与を受けた者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる費用を負担するものとする。

- （1） 戸別受信機に要する電気料及び非常電源用乾電池交換経費
- （2） 前号に掲げる経費のほか、町長が特別に利用者が負担すべきものとした経費

（保管保守点検）

第4条 利用者は、戸別受信機の改造等原形を変える行為をしてはならない。

2 利用者は、常に戸別受信機の取扱いに注意し、点検を行い保守管理に努めるものとする。

（変更の届出）

第5条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに防災行政無線局（固定系）戸別受信機変更事項届出書（別記様式）により町長に届け出なければならない。

- （1） 戸別受信機を損傷又は滅失したとき若しくはそのおそれがあるとき
- （2） 住所を変更するとき
- （3） その他戸別受信機の設置等に変更があるとき

（損害賠償）

第6条 何人も故意又は過失により、戸別受信機に損傷を加えた場合は、その程度により損害を賠償しなければならない。

（委任）

第7条 この規程に定めるもののほか、戸別受信機に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この訓令は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 1 0 月 1 日訓令第 1 4 号）

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（平成 1 4 年 6 月 2 8 日訓令第 1 0 号）

この訓令は、平成 1 4 年 7 月 1 日から施行する。

別記様式

防災行政無線局(固定系)戸別受信機変更事項届出書

年 月 日

栄町長 様

申請者 住 所

氏 名 印

電 話

防災行政無線局(固定系)戸別受信機について、次の事項が発生したので、届け出します。

変更事項

- 1 戸別受信機の損傷理由
- 2 戸別受信機の滅失理由
- 3 住 所 異 動
旧 住 所
新 住 所
- 4 その他の変更事項

別記様式

18. 栄町防災行政無線通信施設状況

固定局配備状況

呼出名称 : ぼうさいさかえ
 空中線出力 : 1W
 送信場所 : 栄町安食台1丁目2番（栄町役場内）

屋外受信機設置場所

番号	設 置 場 所	番号	設 置 場 所
1	西青年館	28	酒直小学校(旧)
2	第5分団第2部機庫(布太)	29	龍角寺
3	栄中学校	30	竜角寺近隣公園
4	中谷集会所	31	四斗蒔児童公園
5	栄町北沖耕地神社	32	麻生青年館
6	押砂集会所地先	33	興津浅間神社
7	請方農村協同館	34	矢口仲台地先
8	出津青年館	35	北辺田小学校(旧)
9	布鎌酒直青年館	36	第2分団第1部機庫(須賀)
10	第4分団第4部機庫(四ツ谷)	37	三区集会所
11	長門川公園	38	安食台小学校
12	第2分団第2部機庫(須賀新田)	39	南浅間神社
13	矢口榎本地先	40	南第2児童公園
14	第4分団第3部機庫(南)	41	曾根香取神社
15	曾根公会堂跡	42	皇太神社地先
16	下堤外児童公園	43	安食台3丁目集会所
17	第4分団第2部機庫(押付)	44	前新田浄水場
18	和田土地改良区	45	前新田地先
19	布鎌小学校	46	拾五町歩地先
20	立嶋児童公園	47	酒直台児童公園
21	安食小学校	48	船戸児童公園
22	第1分団第1部機庫(1区)	49	千葉県立栄特別支援学校
23	安食台第2近隣公園	50	竜角寺台小学校
24	田中児童公園	51	酒直池ノ内地先
25	南部青年館	52	矢口農協倉庫
26	雨堤児童公園	53	栄町終末処理場
27	布鎌小学校東分校跡	54	布鎌公民館

19. 緊急通行車両届出書

第1号様式

(警察署) 受理番号 号	
災害 地震防災 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出書 年 月 日 千葉県公安委員会 様 申請者住所 委託 氏名 印	
災害 地震防災 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 千葉県公安委員会 印	
自動車登録番号	
車両の用途 (緊急輸送を行う 車両にあっては 輸送人員又は品 名を記載)	1 警報(地震予報)の発令、伝達、避難の勧告、指示 2 消防、水防その他の応急措置 3 救難(救護)、救助その他保護 4 児童・生徒の応急教育 5 施設、設備の応急復旧(整備・点検) 6 清掃、防疫その他保護衛生等の措置 7 犯罪の予防、交通規制、礼会秩序の維持 8 緊急輸送確保のための措置 9 その他災害発生の防衛、拡大防止等(具体的に備考欄に記載) 10 緊急輸送(人) ※ 品名 1 飲料水・食料 2 建築資材等 3 衣料・寝具 4 日用雑貨品 5 衣料品 6 その他()
備考	
使用者	住所 氏名
出 発 地	
備 考	(注) 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、高速道路交通警察隊本部、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、千葉県公安委員会(警察署又は警察本部交通規制課経由)に届け出てください。 3 次に該当するときには、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車になったとき。 (3) その他緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。

注1：車両の用途欄は、主な用途の番号を1つだけ○で囲んでください。

2：緊急輸送の場合は、輸送人員を()に記入し、主な品名の番号を一つだけ○で囲んでください。

20. 緊急通行車両確認申請書

第3号様式

(警察署) 受理番号 号

災 害 地震防災 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用		
緊急通行車両等確認申請書		
年 月 日		
千葉県公安委員会 様		
申請者 住所 氏名 印		
自動車登録番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては輸送人員又は品名を記載）		1 警報（地震予知情報）の発令、伝達、避難の勧告、指示 2 消防、水防その他の応急措置 3 救難（教護）、救助その他保護 4 児童・生徒の応急教育 5 施設、設備の応急の復旧（整備・点検） 6 清掃、防疫その他保健衛生等の措置 7 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持 8 緊急輸送確保のための措置 9 その他災害発生の防衛、拡大防止等（具体的に備考欄へ記載） 10 緊急輸送（ 人） 品名等 1 飲料水・食糧 2 建築資材等 3 衣料・寝具 4 日用雑貨品 5 医薬品 6 その他（ ）
使用者	住所	
	氏名	() 局 番
通行日時		月 日 : から 月 日 : の間
通行経路		出 発 地
		目 的 地
備考		

注1：車両の用途欄は、主な用途の番号を1つだけ○で囲んでください。

注2：緊急輸送の場合は、輸送人員を（ ）に記入し、主な品名の番号を一つだけ○で囲んでください。

2 1. 緊急通行車両証明書

第 5 号様式

(警察署) 受理番号 号

緊 急 通 行 車 両 等 確 認 証 明 書 年 月 日 千葉県公安委員会			印
自動車登録番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては輸送人員又は品名を記載）		1 警報の発令、伝達及び勧告、指示 2 消防、水防その他の応急措置 3 救難、救助、保護 4 児童・生徒の応急教育（教材運搬等） 5 施設、設備の応急の復旧 6 清掃、防疫その他保健衛生等の措置 7 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持 8 緊急輸送確保のための措置 9 その他災害発生の防禦、拡大防止等（具体的に備考欄へ記載） 10 緊急輸送（ 人） ※品名等 1 飲料水・食糧 2 建築資材等 3 衣料・寝具 4 日用雑貨品 5 医薬品 6 その他（ ）	
使用者	住所		
	氏名	() 局 番	
通行日時		月 日 : から 月 日 : の間	
通行経路		出 発 地	目 的 地
備 考			

注 1 : 車両の用途欄は、主な用途の番号を 1 つだけ○で囲んでください。

2 : 緊急輸送の場合は、輸送人員を（ ）に記入し、主な品名の番号を一つだけ○で囲んでください。

2 2. 緊急輸送車両証明書

第 6 号様式

(警察署) 受理番号 号

緊急輸送車両確認証明書 年 月 日 千葉県公安委員会			印
自動車登録番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては輸送人員又は品名を記載）		1 地震予知情報の伝達及び避難勧告又は指示 2 消防、水防その他の応急措置 3 応急の救護その他の保護 4 施設、設備の整備及び点検 5 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持 6 緊急輸送確保の確保 7 清掃・防疫・保健衛生、その他応急措置の整備 8 その他災害発生の防止又は軽減等（具体的に備考欄へ記載） 9 緊急輸送（ 人） ※品名等 1 飲料水・食糧 2 建築資材等 3 衣料・寝具 4 日用雑貨品 5 医薬品 6 その他（ ）	
使用者	住所		
	氏名	() 局 番	
通行日時		月 日 : から 月 日 : の間	
通行経路		出 発 地	目 的 地
備 考			

注 1：車両の用途欄は、主な用途の番号を 1 つだけ○で囲んでください。

2：緊急輸送の場合は、輸送人員を（ ）に記入し、主な品名の番号を一つだけ○で囲んでください。

2 3 . 規制除外車両届出書

第 8 号様式

(警察署) 受理番号 号	
災害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 規制除外車両事前届出書 年 月 日 千葉県公安委員会 様 申請者住所 (電話) 氏名 印	
第 号 災害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 規制除外車両事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 千葉県公安委員会 印	
自動車登録番号	
車両の用途 (緊急輸送を行う 車両にあっては 輸送人員又は品 名を記載)	
使用者	住所 氏名 () 局 番
出 発 地	
(注) この事前届出書は 2 部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。	
(注) 1 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 規制除外車両に該当しなくなったとき。 (2) 規制除外車両が廃車となったとき。 (3) その他、交通規制対象除外車両としての必要性がなくなったとき。	

注 1 : 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
2 : 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

2 4. 規制除外車両確認申請書

第 10 号様式

(警察署) 受理番号 号

規制除外車両等確認申請書 年 月 日 千葉県公安委員会 様 申請者 住所 氏名 印		
自動車登録番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては輸送人員又は品名を記載）		
使用者	住所	
	氏名	() 局 番
通行日時		月 日 : から 月 日 : の間
通行経路	出発地	目的地
備考		

備考：用紙の大きさは、日本工業規格A列5番とする。

2 5．規制除外車両確認証明書

第 11 号様式

(警察署) 受理番号 号

規制除外車両等確認証明書 年 月 日 千葉県公安委員会 印		
自動車登録番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては輸送人員又は品名を記載）		
使用者	住所	() 局 番
	氏名	
通行日時		月 日 : から 月 日 : の間
通行経路	出発地	目的地
備考		

備考：用紙の大きさは、日本工業規格A列5番とする。

26. 緊急車両確認申請書

様式第1（県要領関係）

第 号

地震防災 災 害		応急対策用	
緊 急 通 行 車 両 等 確 認 申 請 書			
年 月 日			
千葉県知事 殿		申請者 住所	
		氏名 印	
自動車登録番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては輸送人員又は品名を記載）		1 警報（地震予知情報）の発令、伝達、避難の勧告、指示 2 消防、水防その他の応急措置 3 救難（教護）、救助その他保護 4 児童・生徒の応急教育 5 施設、設備の応急の復旧（整備・点検） 6 清掃、防疫その他保健衛生等の措置 7 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持 8 緊急輸送確保のための措置 9 その他災害発生の防禦、拡大防止等（備考欄へ記載） 10 緊急輸送（ 人） ※品名等 1 飲料水・食糧 2 建築資材等 3 衣料・寝具 4 日用雑貨品 5 医薬品 6 その他（ ）	
使用者	住所		
	氏名	（ ） 局 番	
通行日時		月 日 : から 月 日 : の間	
通行経路	出発地	目的地	
備 考			

注1：車両の用途欄は、主な用途の番号を1つだけ○で囲んでください。

注2：緊急輸送の場合は、輸送人員を（ ）に記入し、主な品名の番号を1つだけ○で囲んでください。

27. 緊急車両確認証明書

様式第4（第6条関係）

第 号

緊 急 輸 送 車 両 確 認 証 明 書 年 月 日 千 葉 県 知 事 印		
自動車登録番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては輸送人員又は品名を記載）		1 警報（地震予知情報）の発令、伝達、避難の勧告、指示 2 消防、水防その他の応急措置 3 救難（教護）、救助その他保護 4 児童・生徒の応急教育 5 施設、設備の応急の復旧（整備・点検） 6 清掃、防疫その他保健衛生等の措置 7 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持 8 緊急輸送確保のための措置 9 その他災害発生の防禦、拡大防止等（備考欄へ記載） 10 緊急輸送（ 人） ※品名等 1 飲料水・食糧 2 建築資材等 3 衣料・寝具 4 日用雑貨品 5 医薬品 6 その他（ ）
使用者	住所	
	氏名	（ ） 局 番
通行日時		月 日 : から 月 日 : の間
通行経路		出 発 地
		目 的 地
備 考		

注1：車両の用途欄は、主な用途の番号を1つだけ○で囲んでください。

注2：緊急輸送の場合は、輸送人員を（ ）に記入し、主な品名の番号を一つだけ○で囲んでください。

28. 登録車両番号

第4号様式

登録車両番号	
緊	急
有効期限	年 月 日

29. 自衛隊派遣要請（様式1）

第 年 月 日 号

千葉県知事

様

市町村長

印

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、自衛隊法第83条第1項の規定による自衛隊の派遣を、下記のとおり依頼します。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する事由

（1）災害の状況

（2）派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日（ 時 分）から災害応急対策の実施が終了するまでの間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

（1）活動希望区域

（2）活動内容

4 その他参考となるべき事項

30. 自衛隊撤収要請（様式2）

第 年 月 日 号

千葉県知事

様

市町村長

印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について（依頼）

年 月 日付け 号で依頼したこのことについては、下記のとおり派遣部隊の撤収要請を依頼します。

記

1 撤収日時 年 月 日 時 分

2 撤収理由

3 その他必要事項

3 1. ヘリコプター発着可能地点

所在地	ヘリポート等の名称	施設管理者 又は占有者	広さ 長さ×巾(m)	消防署から 所要時間(分)
安食305	安食小学校	学校長	75×70	5
安食55	栄中学校	学校長	75×90	3
安食947-4地先	町民Aグラウンド	町長	150×100	2
和田237地先	町民Bグラウンド	町長	100×100	2
生板鍋子新田出津2-12 地先	町民Cグラウンド	町長	945×100	1
安食台4-34-1	安食台小学校	学校長	60×90	4
龍角寺1112-2	千葉県立 栄特別支援学校	学校長	130×70	9
竜角寺台6-26-1	竜角寺台小学校	学校長	100×80	12
須賀1997-3	水と緑の運動広場 (多目的運動広場)	町長	125×120	5
須賀1997-3	水と緑の運動広場 (野球場)	町長	120×100	5
北辺田212	(旧)北辺田小学校	町長	55×30	10
龍角寺33	(旧)酒直小学校	町長	70×35	8
請方157-1	布鎌小学校	学校長	90×55	5
和田481-1	河川防災ステーション 防災ヘリポート	国土交通省利根 川下流工事事務 所長	90×43	1

3 2. 避難所一覧表

No.	名 称	所在地	避難地区名			電話 番号
			震災	水害	土砂	
1	ふれあいプラザさかえ（ふれあいセンター和室・悠遊亭）	安食 938 - 1	初期自主避難者	初期自主避難者	初期自主避難者	95 -1112
2	栄中学校	安食 55	仲町、下町 和田、布鎌酒直、 出津	仲町、下町、西 布太、三和、中谷 北、和田、布鎌酒 直、出津	仲町、下町、北	95 -0011
3	千葉県立栄特別支援学校	龍角寺 1112 - 2	龍角寺 竜角寺台 1. 2 丁目	龍角寺 竜角寺台 1. 2 丁目	龍角寺 竜角寺台 1 丁目	
4	竜角寺台小学校	竜角寺台 6-26-1	竜角寺台 3. 4. 5. 6 丁目	竜角寺台 3. 4. 5. 6 丁目		95 -5311
5	安食台小学校	安食台 4-34-1	安食台 1. 2. 3. 4. 5. 6 丁目 松ヶ丘、三区	安食台 1. 2. 3. 4. 5. 6 丁目 松ヶ丘、三区 南、曾根、押付 請方、南ヶ丘	安食台 3. 5. 6 丁目	95 -0971
6	安食小学校	安食 305	上町、台下、辺引 鷺町、田中 安食 1. 2. 3 丁目	上町、台下、辺引 鷺町、田中 安食 1. 2. 3 丁目	上町、台下、辺引 鷺町	95 -0017
7	（旧）酒直小学校	龍角寺 33	酒直、酒直台 南部、白山	酒直、酒直台 南部、白山	酒直、酒直台 南部、白山	
8	（旧）北辺田小学校	北辺田 212	須賀、須賀新田 北辺田、興津	須賀、須賀新田 北辺田、興津	須賀、須賀新田 北辺田、興津、麻生	
9	布鎌小学校	請方 157 - 1	西、布太、三和 中谷、南、曾根 請方、押付 南ヶ丘	（水害時避難不可）		95 -0138
10	麻生集会所	麻生 182 - 1	麻生	麻生	麻生	95 -0438
11	矢口集会場	矢口 6 - 1	矢口	矢口	矢口	
12	興津集会所	興津 1183			興津 （土砂災時のみ）	

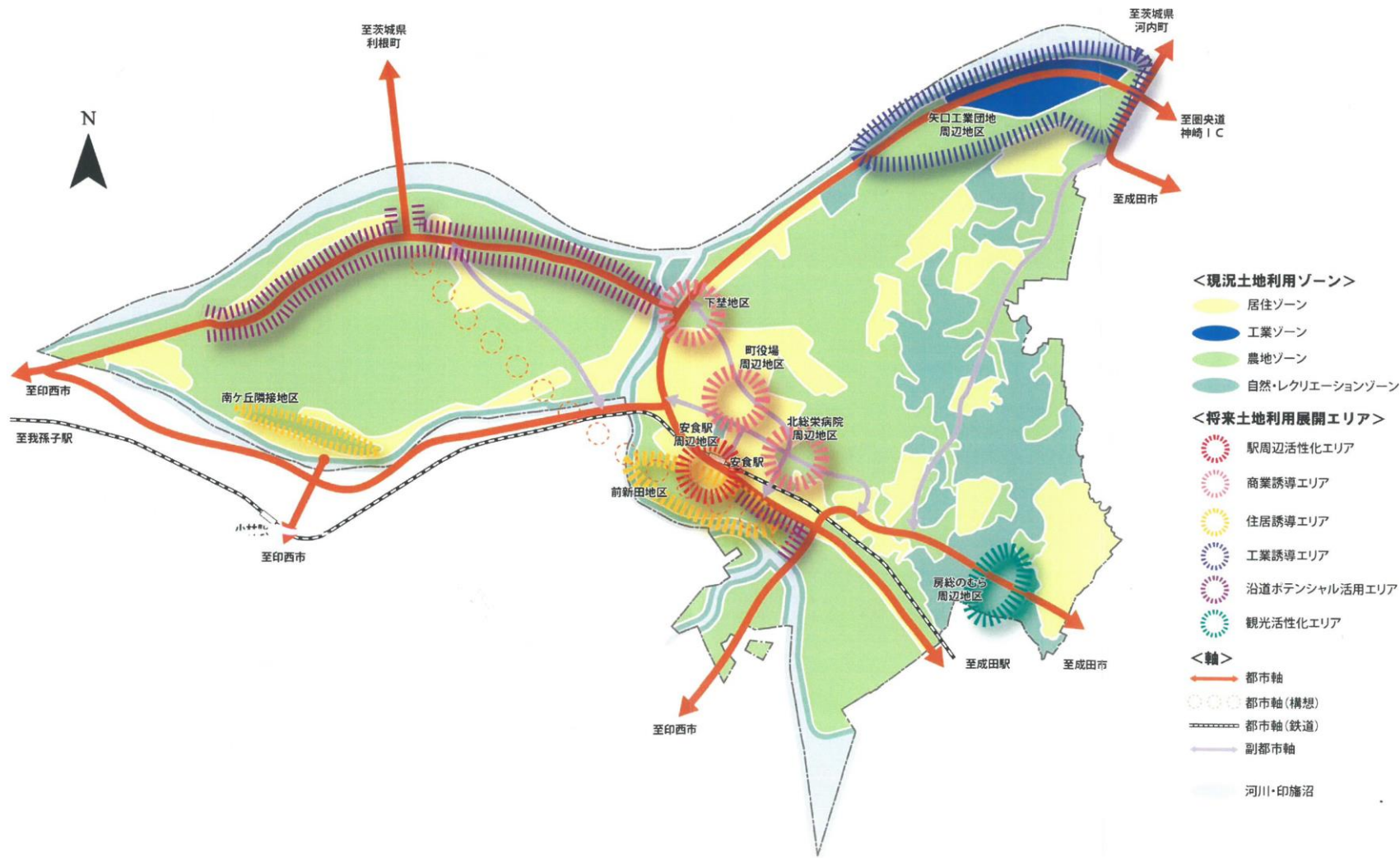
※ふれあいプラザさかえは、通常の台風などの場合は最初に自主避難場所として開設しますが、被害が大きく避難生活が長期化するような場合は、町の災害拠点となります。初期の段階で避難された方は、他の避難所へ移動をお願いする場合があります。

※上記以外の地区にあっては、最寄りの避難所を利用して下さい。

3 3. 避難所位置図



3 4 . 将来都市づくり構想図



様式 1

避難場所名 入所 年 月 日 (町民対象)

資料-81

様式 2

収 容 避 難 場 所 入 所 記 録 簿

避難場所名		入 所 年 月 日 (町民以外対象)			
番号	住 所	氏 名	生 年 月 日	性別	備 考

様式 3

配 給 物 資 受 払 い 記 録 簿

品 名		単 位 呼 称	

年 月 日	摘 要	受	払	残	備 考

- 注) 1 「摘要」欄に購入又は受入先及び払出し先を記入すること。
 2 「備考」欄に購入単位及び購入金額を記入しておくこと。
 3 最終行欄に受払残及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

36. 指定福祉避難所一覧表

法人名	施設名	代表者	所在地及び 電話番号	受入 対象者	想定収容 人数
社会福祉法人 印旛福祉会	児童発達支援センター 一安食	理事長 きくち たつひこ 菊地 龍彦	安食 3678 番地 6 号 3 6 - 4 8 5 2	要配慮者	20人
医療法人社団 育成會	介護老人保健施設 さかえケアセンター	理事長 おおつぼ けんじ 大坪 健二	安食 2421 番地 9 5 - 6 5 1 0	要配慮者	10人
社会福祉法人 誠友会	特別養護老人ホーム 栄白翠園	理事長 たけうち じゅん 竹内 淳	酒直 1335 番地 9 5 - 8 9 4 1	要配慮者	6人
株式会社ほが らか	特定施設入居者生活 介護 和楽久 ぼっく い	代表取締役 おおぎ とよあき 大木 豊朗	安食ト杭新田 904 番地 9 5 - 7 1 1 8	要配慮者	10人
株式会社 楽 天堂	株式会社 楽天堂 ぱれっと	代表取締役社長 とぐち ただひろ 外口 忠広	安食 2888 番地 3 7 - 5 6 1 1	要配慮者	6人

37. 主要な備蓄品目及び数量

■食料品

品目	数量		備考	品目	数量		備考
アルファ米	1,400	袋	50袋/箱 28箱	ライスクッキー	864	個	48個/箱 8箱
フリーズドライ米	1450	袋	50袋/箱 29箱	非常用飲料水 (500ml)	3000	本	24本/箱 125箱
保存用ビスコ	2973	個	60個/箱 49箱	粉ミルクスティック	2000	本	10本入り 20箱/1 ケース 10 ケース
ミルクビスケット	618	缶	24缶/箱 15箱	粉ミルク アレルギー除去	24	缶	
パンの缶詰	600	缶	24缶/箱 25箱	液体ミルク	144	本	

■防災備品

品目	数量		備考	品目	数量		備考
エマトイレ	14	台		LED バルーン投光器	11	台	
簡易電動トイレ	9	台		段積みリール	18	台	
発電機	18	台		カセットコンロ	18	台	
メガホンヤク	6	台		防災用ラジオ	24	台	
拡張器	4	台		排水ポンプ	3	台	
救急箱	10	箱		浄水器	2	台	
かまどセット	3	セット		毛布	1,500	枚	
投光器	28	台		気化式大型冷風機	8	台	

■感染症予防品

品目	数量		備考	品目	数量		備考
フェイスシールド	100	枚		ワンタッチテント	39	台	
非接触型 体温計	26	台		段ボールベット	300	台	
自動アルコールディスペンサー	23	台		段ボールパーテーション	300	台	
手動アルコールディスペンサー	31	台		ワンタッチパーテーション	25	台	
加湿空気洗浄機	3	台		アクリル板	21	枚	

38. 避難者カード

資料 1

避難所

避難者カード

※同居家族全員(グループ)全員を記入してください。

記入日 年 月 日

住所		電 話	
(ふりがな)		避難日 時	月 日 時 分
記入者氏名		退所日 時	月 日 時 分
緊急連絡先	住所	電 話	
	氏名	記入者からみた続柄 ()	

(ふりがな) 氏 名	避難の状況	健康状態等	けが・病気の状況等
生年月日	1. この避難所にいる。 2. 自宅に残っている。 3. 他の場所にいる。 「 」 4. 連絡が取れない。 (行方不明) 5. 死亡	1. 良好 2. けが 3. 病気 (アレルギー含) 4. 要援護 要援護事由 ()	
M・T・S・H・R			
年 月 日			
男 ・ 女			
記入者からみた続柄 ()			
※安否情報の外部提供 可 ・ 否			
生年月日	1. この避難所にいる。 2. 自宅に残っている。 3. 他の場所にいる。 「 」 4. 連絡が取れない。 (行方不明) 5. 死亡	1. 良好 2. けが 3. 病気 (アレルギー含) 4. 要援護 要援護事由 ()	
M・T・S・H・R			
年 月 日			
男 ・ 女			
記入者からみた続柄 ()			
※安否情報の外部提供 可 ・ 否			
生年月日	1. この避難所にいる。 2. 自宅に残っている。 3. 他の場所にいる。 「 」 4. 連絡が取れない。 (行方不明) 5. 死亡	1. 良好 2. けが 3. 病気 (アレルギー含) 4. 要援護 要援護事由 ()	
M・T・S・H・R			
年 月 日			
男 ・ 女			
記入者からみた続柄 ()			
※安否情報の外部提供 可 ・ 否			

39. 災害時要援護者等避難者名簿

資料2

災害時要援護者等避難者名簿

No. _____

避難所

No.	情報提供者 要援護者との関係	(ふりがな) 氏 名	生年月日 M・T・S・H ・	性別 男女	住所	現在の状況 必要とする支援	避難日	退所日
			M・T・S・H ・	男女				
			M・T・S・H ・	男女				
			M・T・S・H ・	男女				
			M・T・S・H ・	男女				
			M・T・S・H ・	男女				
			M・T・S・H ・	男女				
			M・T・S・H ・	男女				

※支援の必要上、関係機関への情報提供を行う場合があります

4 0. 災害時要援護者等避難者名簿

資料 3

死亡者名簿

No. _____

避難所

No.	情報提供者 要援護者との関係	(ふりがな) 氏 名	生年月日 M・T・S・H ・	性別 男 女	住所	死亡状況等	情報の外部 提供の可否
			M・T・S・H ・	男 女			
			M・T・S・H ・	男 女			
			M・T・S・H ・	男 女			
			M・T・S・H ・	男 女			
			M・T・S・H ・	男 女			
			M・T・S・H ・	男 女			
			M・T・S・H ・	男 女			

※情報の外部提供を「否」とした場合であっても、捜査の必要上、関係機関（消防・警察・自衛隊等）へ情報提供を行う場合があります。

4 1. 行方不明者名簿

資料 4

行方不明者名簿

No. _____

避難所

No.	情報提供者 要援護者との関係	(ふりがな) 氏 名	生年月日 M・T・S・H ・	性別 男 女	住所	行方不明の状況等 行方不明者の特徴等	情報の外部 提供の可否
			M・T・S・H ・	男 女			
			M・T・S・H ・	男 女			
			M・T・S・H ・	男 女			
			M・T・S・H ・	男 女			
			M・T・S・H ・	男 女			
			M・T・S・H ・	男 女			
			M・T・S・H ・	男 女			

※情報の外部提供を「否」とした場合であっても、捜査の必要上、関係機関（消防・警察・自衛隊等）への情報提供を行う場合があります。

4 2. 避難所運営における個人情報取扱指針

資料 5

避難所運営における個人情報取扱指針

各避難所における個人情報の取扱等の当たっては、本指針に基づき、実施するものとする。

1. 収集する個人情報の範囲

収集する個人情報の収集に当たっては、円滑な避難所の運営及び個人の生命、健康又は生活を保護するという目的を達成するために、必要かつ最小限のものとし、目的達成のために必要のない個人情報は収集してはならない。

また、収集個人情報は、不必要な複写や外部への持ち出しを行ってはならない。

2. 収集した個人情報の取扱い

各避難所において収集した個人情報（以下「収集個人情報」という。）の取扱いに当たっては、漏えいや紛失、毀損等の事故がないように細心の注意をもって取扱うものとし、避難所運営及び個人の生命、健康又は生活を保護する目的以外に収集個人情報を利用してはならない。

また、収集個人情報は、不必要な複写や外部への持ち出しを行ってはならない。

3. 個人情報取扱責任者

各避難所には、個人情報取扱責任者を置き、各避難所責任者をもって当てるものとする。

個人情報取扱責任者は、避難所閉鎖後は、収集個人情報を消防防災課に提出するものとする。

4. 収集個人情報の管理

収集個人情報の管理については、個人情報取扱責任者の下、町職員（避難所担当職員）が行うものとする。

収集個人情報を町職員以外の者に取り扱わせる必要がある場合にあっては、町職員（避難所担当職員）は、漏えいや紛失、毀損等の事故がないように細心の注意をもって個人情報を取り扱うよう周知徹底を図るとともに、取扱状況等を確認するものとする。

5. 収集個人情報の取扱者及び範囲

収集個人情報の取扱者及びその範囲については、次のとおりとする。

（1）町職員

収集個人情報全般

（2）防災関係機関、ボランティア（支援者含む）

支援実施対象者に係る必要最小限の個人情報

6. その他

その他避難所における個人情報の取扱等については、栄町個人情報保護条例を遵守するものとする。

4 3. 居住組織別避難者名簿

資料 6

居住組織別避難者名簿

No. _____

避難所

No.	部屋名称	居住組織名称	(ふりがな) 氏 名	生年月日 M・T・S・H ・	避難日	退所日	活動班使用欄
				M・T・S・H ・			
				M・T・S・H ・			
				M・T・S・H ・			
				M・T・S・H ・			
				M・T・S・H ・			
				M・T・S・H ・			
				M・T・S・H ・			

4 4. 外出届

資料 7

外出届

No. _____

避難所

ふりがな		部屋名称
氏 名		居住組織名称
外出期間	年 月 日 ～ 年 月 日(計 日)	
同行者		
緊急の場合の連絡先(希望者のみ)		

4 5. 避難所記録簿

資料 8

避難所記録簿

No. _____

避難所

年 月 日 ()		天気	
		記入者	
居住組織名称	避難者数	新規避難者数	
		退所者数	
		避難所運営委員会会議(伝達事項・協議事項等)	
		ボランティア活動状況	
合 計			

4 6. 取材受付用紙

資料 9

取材受付用紙

No. _____

避難所

受付日時		退所日時	
年 月 日 時 分		年 月 日 時 分	
代表者	氏名		
	所属		
	連絡先（住所・TEL）		
同行者	氏名	所属	
取材目的	※放送・記事発表日の予定：		
避難所側、付添者氏名		<名刺添付場所>	

4 7. 取材者への注意事項

資料 1 0

取材者への注意事項

取材をされる方へ

避難所内にて取材を行う場合には以下の点に注意くださるようお願いいたします。

1. 避難所内では身分を明らかにしてください。
避難所内では、胸などの見やすい位置に、必ずバッチや腕章を着用してください。
2. 避難者のプライバシーの保護にご協力ください。
避難所内の見学の際には、係員の指示に従ってください。
原則として見学できる部分は、避難所の共有部分のみです。避難スペースや避難所の施設として使用していない部分については立入禁止とします。
避難所内の撮影や避難者インタビューする場合には、必ず避難者本人及び係員に確認を行ってください。特に避難者の了解なしに、勝手に避難者インタビューを行ったり、カメラを向けたりすることは慎んでください。
3. 取材に関する問い合わせは避難所運営委員会へお願いします。
本日の取材内容に関する放送や記事発表の予定に変更が生じた場合には、下記連絡先まで連絡をお願いします。
また、本日の取材に関する不明な点などにつきましても同様に下記連絡先へお問い合わせください。

【連絡先】

・避難所

避難所

・災害対策本部

栄町消防本部内

福祉・医療部

4 8. 郵便物・宅配便受取簿

資料 1 1

郵便物・宅配便受取簿

No. _____

避難所

No.	受入日時	内容・数量	送付先	送付元	受取確認	
					受取日時	確認サイン

4 9. 食料受入簿

資料 1 2

食料受入簿

No. _____

避難所

No.	受入日時	品名	数量	送付元	配布日時	配布 数量	残数

※残数は、在庫管理簿（資料 1 4）に転記します。

50. 避難所物品要望票

資料 13

避難所物品要望票

No. _____

避難所 _____

記入日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

居住組織名称（自治会・町内会等名称）_____

担当者名 _____

物品の要望状況（各自治会・町内会等に取りまとめて記入してください。）

No.	必要物品名称	要援護者 用	必要数	対象世帯 対象人数	支給状況 ※食料・物資班担当者が記入
				世帯 人	

※災害時要援護者用の物品の場合、要援護者欄に○を記入してください。

5 1. 在庫管理簿

資料 1 4

在庫管理簿

No. _____

避難所

種別	品 目	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
食 品												
飲 料												
調 味 料												

種別	品目	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
衣料												
生活用品												
その他												

5 2. 物資受入簿

資料 1 5

物資受入簿

No. _____

避難所

No.	受入日時	品 名	数 量	送付元	配布日時	配布 数量	残数

※残数は、在庫管理簿（資料 1 4）に転記します。

5 3. 健康相談票

資料 1 6

太枠内をご記入ください。

健康相談票 初回・() 回 No. _____

住所		栄町 (電話番号)				避難場所			
氏名等	ふりがな	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日 (歳)			相談日	年 月 日		
情報源	・本人 ・本人以外⇒本人との関係 () ⇒連絡先 ()					家族について (連絡先等記載)			
既往歴					現病歴治療状況	病名： 医療機関名： 主治医： 現在の服薬状況 (中断・継続) 薬品名 ()			
自覚あてはまるものに○	・頭痛・頭重 ・不眠 ・倦怠感 ・吐き気 ・めまい ・動悸・息切れ ・肩こり ・関節痛・腰痛 ・目の症状 ・咽頭の症状		・咳 ・痰 ・便の性状 ・食欲 ・体重の減少 ・精神運動減退 ・空虚感 ・不満足 ・歯痛 ・食事困難		・決断力低下 ・焦燥感 ・ゆううつ ・朝方ゆううつ ・精神運動興奮 ・希望喪失 ・悲哀感		被災状況		
							全壊 半壊 なし その他 ()		
							家族状況 (同居している家族、避難先など)		
日常生活の状況			食事	移動	着脱	排泄	意思疎通	保清・入浴	その他
	あてはまる○	自覚							
		一部介護							
		全介助							
備考 必要な器具など									
指導内容									
今後の計画 (解決 ・ 継続)									
相談区分	・乳幼児 ・妊産婦 ・生活習慣病 ・難病 ・ねたきり ・その他 ()								

經過用紙

[illegible]

5 4. ペットの飼育者名簿

資料 1 7

ペットの飼育者名簿

No. _____

避難所		ペット								
No.	飼育者		動物の種類	品種	名前	性別	大きさ	毛色 (体色)	個体識別措置の有・無 (鑑札・マイクロ)	1 不妊去勢の有・無 2 ワクチン接種の有・無
	居住組織名称 部屋名称	氏名								
						オス				
						メス				
						オス				
						メス				
						オス				
						メス				
						オス				
						メス				
						オス				
						メス				
						オス				
						メス				
						オス				
						メス				

5 5. 被害情報の報告（国・県の報告）

（１）勤務時間内

総務省消防庁（応急対策室）

①消防防災無線

電話 048-500-90-49013（衛星系）

FAX 048-500-90-49033（衛星系）

②般加入電話

電話 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537

千葉県（消防地震防災課）

①千葉県防災行政無線

電話 500-7309（地上系） 012-500-7309（衛星系）

FAX 500-7298（地上系） 012-500-7298（衛星系）

②一般加入電話

電話 043-223-2175 FAX 043-222-1127

（２）勤務時間外

総務省消防庁（消防庁宿直室）

①消防防災無線

電話 048-500-90-49102（衛星系）

FAX 048-500-90-49036（衛星系）

②一般加入電話

電話 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553

千葉県（防災行政無線統制室）

①千葉県防災行政無線

電話 500-7225（地上系） 012-500-7225（衛星系）

FAX 500-7110（地上系） 012-500-7110（衛星系）

②一般加入電話

電話 043-223-2178 FAX 043-222-5219（千葉県防災行政無線統制室）

56. 国報告関係（消防庁様式）

第1号様式（火災）

第 報

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮火日時		(月 日 時 分) 月 日 時 分	
火元の 業態・用途				事業所名 (代表者氏名)		
出火箇所				出火原因		
死傷者	死者（性別・年齢） 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人			死者の生じた 理 由		
建物の概要	構造 階層			建築面積 延べ面積		m ² m ²
焼損程度	焼損 棟数	全焼 棟 半焼 棟 部分焼 棟 ぼや 棟	計 棟		焼損面積	建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 ha
り災世帯数	世帯			気象状況		
消防活動状況	消防本部（署） 台 人 消防団 台 人 その他（消防防災ヘリコプター等） 台・機 人					
救急・救助 活動状況						
災害対策本部 等の設置状況						
その他参考事項						

（注） 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第 2 号様式（特定の事故）

		第 報			
事故名	1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故	報告日時	年 月 日 時 分		
	2 危険物等に係る事故	都道府県			
	3 原子力施設等に係る事故	市町村 (消防本部名)			
	4 その他特定の事故	報告者名			
消防庁受信者氏名					
事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()				
発生場所					
事業所名	特別防災区域	レイト第一種、第一種、 第二種、その他			
発生日時 (覚知日時) 消防覚知方法	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分		
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		
		気象状況			
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高压ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI 等 7 その他 ()	物質名			
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高压ガス施設 4 その他 ()				
施設の概要	危険物施設の 区 分				
事故の概要					
死傷者	死者 (性別・年齢) 人	負傷者等	人 (人)		
		重 症	人 (人)		
		中等症	人 (人)		
		軽 症	人 (人)		
消防防災 活動状況 及び 救急・救助 活動状況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出 場 機 関	出場人員	出場資機材	
		事業 所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			そ の 他	人	
		消防本部 (署)		台 人	
		消 防 団		台 人	
		消防防災 ヘリコプター		機 人	
		海上保安庁		人	
		自 衛 隊		人	
		そ の 他		人	
災害対策本部 等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第 1 報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後 30 分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

第 報

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害		
発 生 場 所			
発 生 日 時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法	
事故等の概要			
死 傷 者	死者（性別・年齢） 計 人 不明 人	負傷者等 重 症 人（ 人） 中等症 人（ 人） 軽 症 人（ 人）	
救助活動の要否			
要救護者数 (見込)		救助人員	
消防・救急・救助 活 動 状 況			
災害対策本部 等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者欄の（ ）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第 4 号様式 (その 1)
(災害概況即報)

消防庁受信者氏名 災害名 (第 報)		報告日時	年	月	日	時	分	
		都道府県						
		市町村 (消防本部名)						
		報告者名						

災害の概況	発生場所								発生日時		年	月	日	時	分
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟	
		不明		人	軽傷		人		半壊		棟	床下浸水		棟	
									一部破損		棟	未分類		棟	
	119 番通報の件数														
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)						(市町村)						
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第 39 条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)												
	自衛隊派遣要請の状況														
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策 														

(注) 第 1 報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後 30 分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度がみ確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

(避難勧告等の発令状況)

[illegible]

資料-109

※1 被害額は省略することができるものとする。
 ※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

5 7. 千葉県危機管理情報共有要綱運用の手引き

1 総則

1.1 目的

千葉県危機管理情報共有要綱運用の手引き（以下、「手引き」という）は、市町村、消防本部、警察本部（以下、「市町村等」という）及び県が危機管理情報の共有を迅速かつ的確に実施できるよう、千葉県危機管理情報共有要綱（以下、「要綱」という）に規定される手続きの具体的な方法や、千葉県防災対策推進会議及び市町村等との意見交換会等で質問を受けた事項について定め、的確かつ円滑な災害対応業務の実施に資する。

1.2 被害の認定基準

危機管理情報のうち、被害の種類及び程度を判定するための認定基準は別表のとおりとする。

2 報告

2.1 各部及び各支部の報告受領

各部及び各支部は、要綱に規定する様式を使用して、電子メールまたは文書等で本部事務局に報告する。

2.2 市町村の報告受領（即時報告）

市町村は、その配備体制について、システムの本部設置情報報告機能を使用して災害の覚知後 30 分以内に報告する。

2.3 市町村等の報告受領（随時報告、定時報告）

市町村等は、要綱に規定する様式を使用して、原則として千葉県防災情報システムの災害総括報告に添付して報告する。

なお、災害年報の集計のため、様式に記載した被害の件数については災害総括報告の入力フォームにも入力する。

2.4 災害即報への準用

火災・災害等即報要領（以下、「要領」という）に基づいて行う市町村の災害即報は、要綱に定める様式を使用して県へ報告することで実施したものとみなす。

ただし、要領の直接即報基準に該当した場合の災害即報については、要綱に定める様式又は災害即報第 4 号様式を使用して、市町村から直接消防庁にも報告する。

3 情報の取扱

3.1 個人情報の保護に関する特例

危機管理情報の共有にあたっては、危機管理対応が専ら個人の生命、身体又は財産の保護を目的とする事務であることを踏まえ、市町村等は積極的に共有を図るものとする。

なお、県が要綱の目的に従って個人情報を収集するに際しての制限は、千葉県個人情報保護条例第八条第三項第四号の規定により制限の対象外とされ、またその個人情報を要綱の目的の範囲内で、県内部において利用すること及び第三者に提供することができる。

3.2 各部及び各支部からの報告内容の公表

各部及び各支部は、要綱に定める様式により事務局に報告する際、その情報の共有範囲に関して指定がある場合は、その旨を付して報告する。

なお、特段の指定がない場合は報道発表等を通じて県民に公表する場合がある。

3.3 市町村等からの報告内容の公表

消防本部、警察本部からの報告は、原則として要綱の目的範囲内でのみ共有し、市町村の認定を受けた時点で報道発表等を通じて県民に公表する。

(別表) 被害の認定基準

区分	被害項目	認定基準	備考	報告様式
人的被害	共通		被害者の居住する市町村と被害発生場所の市町村とが異なる場合は、被害発生場所の市町村が被害報告をする。	人的被害
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。	当該災害による負傷者が、発災後 48 時間以内に死亡した場合は、「死者」として扱う。	人的被害
人的被害	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者とする。 (※1 原則として精神的なものを理由に行方が不明になった場合を除くが、判断は市町村が行う。)		人的被害
人的被害	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月以上の治療を要する見込みの者とする。	1. 重傷又は軽傷の別が明らかでない場合は、とりあえず「負傷者」として報告する。 2. 要治療期間については、可能な限り、診断した医師又は病院から正確な情報を得ること。	人的被害
人的被害	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月未満で治療できる見込みの者とする。	中等症と診断された者について、左記の基準により傷病程度を決めたい場合は、軽傷者とする。	人的被害
住家被害	共通	住家とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。	1. 別荘等で現に人が居住していないものは、「非住家」として扱う。 2. 倉庫等は通常非住家と認められるが、人が居住している場合で、当該居住部分に被害を生じた場合は「住家被害」として計上する。 3. 店舗併用住宅の居住部分は「住家」として扱い、店舗部分は「非住家」として扱う。また、両部分にわたり被害を生じた場合は、「住家被害」として計上し、非住家被害としては計上しない。 4. 「棟」とは、一つの独立した建物をいい、離れ、納屋、倉庫等は母屋とは別に 1 棟として扱う。ただし、ごく小規模なものは除く。二つ以上の棟	住家等被害

区分	被害 項目	認定基準	備考	報告様式
			が渡廊下等で接続している場合には各 1 棟として計上する。 5. アパート、マンション等の集合住宅が被害を受けた場合は、被災棟数は 1 棟とし、被災世帯数はその建物に居住する世帯数を計上する。	
住家被害	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの。すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、または住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の 70 % 以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50 % 以上に達した程度のものとする。		住家等被害
住家被害	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の 20 % 上 70 % 未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害		住家等被害

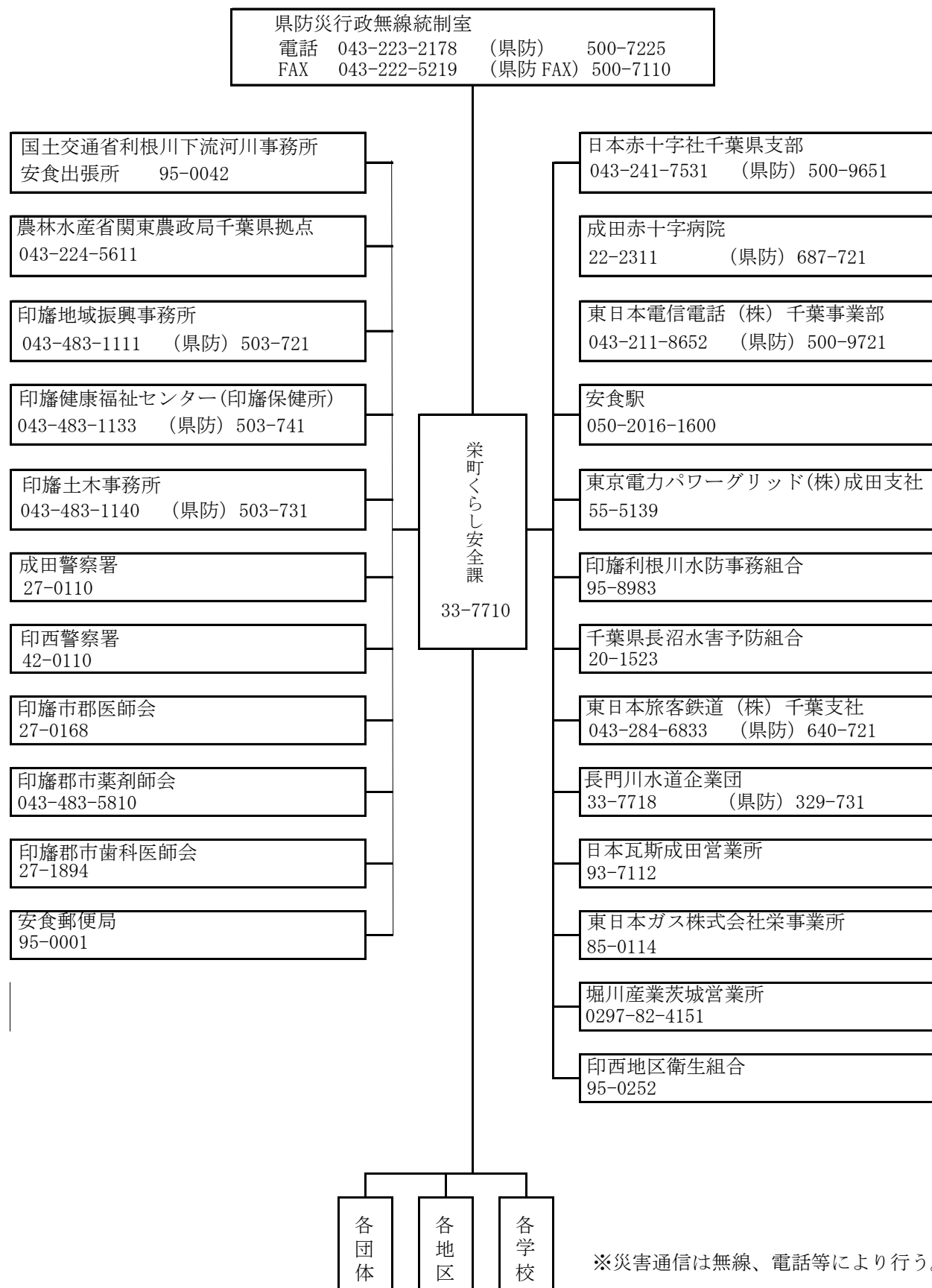
区分	被害項目	認定基準	備考	報告様式
		割合が 20%以上 50%未満のものとする。		
住家被害	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものである。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。	屋根瓦の相当部分が落ちたような場合は、「一郎破損」となるが、屋根の主要部分に被害が生じた場合は、「半壊」以上として扱う。	住家等被害
住家被害	床上浸水	住家の床より上に浸水したものの及び全壊・半壊には該当しないが土砂・竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。	アパート、マンション等の集合住宅で2階建て以上の建物の被災世帯は、次のように取り扱う。 1. 1階部分が床下浸水の場合、1階に居住する世帯数のみでなく、その建物に居住する世帯数を「床下浸水」に計上する。 2. 1階部分が床上浸水の場合、1階に居住する世帯数は「床上浸水」に、2階以上に居住する世帯数は「床下浸水」に計上する。	住家等被害
住家被害	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。		住家等被害
非住家被害	共通	住家以外の建築物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入する。		住家等被害
非住家被害	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等で公用物又は公共の用に供する建物とする。	文教施設・港湾・清掃施設等別に項目を定めてあるものは、「公共建物」に含めない。	住家等被害
非住家被害	その他	公共建物以外の倉庫、上蔵、車庫等の建物とする。	店舗併用住宅の店舗部分のみ被害を受けた場合は、「非住家、その他」として扱う。	住家等被害

区分	被害項目	認定基準	備考	報告様式
非住家被害	文教施設	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。	一つの学校の中で、校舎、体育館等複数の施設が被害を受けた場合でも、文教施設 1 箇所として被害に計上する。	住家等被害
非住家被害	病院	医療法第 1 条第 1 項に規定する病院（患者 20 人以上の収容施設を有するもの）とする。		住家等被害
罹災世帯		1. 災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。 2. 一部損壊及び床下浸水の場合は計上しない。	寄宿舍、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。	住家等被害
罹災者		罹災世帯の構成員とする。		住家等被害
道路被害	道路	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。	1. 高速自動車国道、一般国道、県道、市町村道の一般交通の用に供する道で、トンネル、渡船施設等を含む。（農業用道路、林道等は含まない） 2. 道路被害の例としては、法面崩壊、がけくずれ、地滑り等の土砂崩れによって道路が陥没したり路肩が崩れたもののほか、地震による路面の不陸、液状化による陥没等が該当する。 3. 道路冠水そのものは道路被害ではないが、冠水中は道路に被害があるか不明であり、また交通に影響を及ぼすことがあるため、被害程度を不明とし、その交通規制状況について報告すること。	交通規制 ・道路被害
道路被害	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。		交通規制 ・道路被害
道路被害	がけくずれ			交通規制 ・道路被害
道路被害	地すべり	地すべり等防止法（昭和 33 年 3 月 31 日法律第 30 号）第 2 条第 3 項に規定する「地すべり防止施設」とする。		交通規制 ・道路被害

区分	被害項目	認定基準	備考	報告様式
道路被害	急傾斜地	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年 7 月 1 日法律第 57 号）第 2 条第 2 項に規定する「急傾斜地崩壊防止施設」とする。		交通規制 ・道路被害
その他被害	河川	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止、その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。	1. 河川被害の例としては、護岸の崩れ、破堤等が該当する。 2. なお、溢水は被害として計上しないが、その状況については報告すること。	その他の被害
その他被害	港湾	港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外郭施設、係留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。	漁港は「港湾」に含めない。	その他の被害
その他被害	砂防	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防設備、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。	砂防設備とは、砂防ダム・流路工等の土石流災害を防止するための設備をいう。	その他の被害
その他被害	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。	ごみ処理施設とは、一般廃棄物処理施設と産業廃棄物処理施設をいう。	その他の被害
その他被害	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。	豪雨、地震等に伴い、一時的に運行を停止し、施設に異常がないことを確認し運行を再開した場合は、路線ごとに各 1 箇所として被害に計上する。	参考様式 【交通計画課】
その他被害	被害船舶	ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。		その他の被害
その他被害	海岸	海岸法（昭和 31 年 5 月 12 日法律第 101 号）第 2 条第 1 項に規定する「海岸保全施設」とする。		公共土木施設 被害詳細報告

区分	被害項目	認定基準	備考	報告様式
その他被害	水道施設		断水を伴う水道事業者等の施設の被害とする。	参考様式 【水政課・水道局】
その他被害	断水戸数	上水道又は簡易水道で断水している戸数で、最新時点における戸数とする。	地域により断水の時間帯が異なる場合は、地域ごとの最新時点における戸数を合計する。	参考様式 【水政課・水道局】
その他被害	電気	災害による停電した戸数で、最新時点における戸数とする。	地域により停電の時間帯が異なる場合は、地域ごとの最新時点における戸数を合計する。	その他の被害
その他被害	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。	発信規制により、電話がかかりにくい状態となった場合は、被害に含めない。	その他の被害
その他被害	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数で、最新時点における戸数とする。	1. 地域により供給停止の時間帯が異なる場合は、地域ごとの最新時点における戸数を合計する。 2. 各家庭に取り付けられた安全器が、地震等を感知して作動し、供給が一時的に停止された場合は、被害に含めない。	その他の被害
その他被害	ブロック石塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。		その他の被害
その他被害	田の流失埋没	田の耕土が流出し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。		参考様式 【農林水産政策課】
その他被害	田の冠水	穂の先端が見えなくなる程度に水をつかったものとする。		参考様式 【農林水産政策課】
その他被害	畑の流失埋没	田の例に準じて取り扱うものとする。		参考様式 【農林水産政策課】
その他被害	畑の冠水			参考様式 【農林水産政策課】
火災発生		火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。		その他の被害
活動体制	庁内各 部局 市町村 消防本部 警察本部	要綱に定める即時報告のことを指し、災害の覚知後 30 分以内に報告する。	1. 配備人数については、実情を把握しがたい場合、各機関の定める配備定数を報告する。 2. 消防本部及び警察本部については、現行システム上報告する機能がないため、システムからの災害名登録通知を受信確認することで報告に代えるものとする。	

58. 防災関係機関連絡先



59. 災害救助法適用基準

災害が発生した場合の適用条件・基準等

災害救助法施行令で定める程度の災害が発生した市町村の区域内において当該災害にかかり、被災者が現に救助を必要とする状態にある者に対して行われる。

災害救助法施行令

〔災害の範囲〕

第1条 災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する政令で定める程度の災害は、次の各号のいずれかに該当する災害とする。

- （1）当該市町村の区域（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあつては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。以下同じ。）内の人口に応じそれぞれ別表第1に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。

別表第1（第1条関係）

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
5,000 人未満	30
5,000 人以上 5,000 人未満	40
15,000 人以上 30,000 人未満	50
30,000 人以上 50,000 人未満	60
50,000 人以上 100,000 人未満	80
100,000 人以上 300,000 人未満	100
300,000 人以上	150

- （2）当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第2に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合であつて、当該市町村の区域内の人口に応じそれぞれ別表第3に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。

別表第2（第1条関係）

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
1,000,000 人未満	1,000
1,000,000 人以上 2,000,000 人未満	1,500
2,000,000 人以上 3,000,000 人未満	2,000
3,000,000 人以上	2,500

別表第3（第1条関係）

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
5,000 人未満	15
5,000 人以上 15,000 人未満	20
15,000 人以上 30,000 人未満	25
30,000 人以上 50,000 人未満	30
50,000 人以上 100,000 人未満	40
100,000 人以上 300,000 人未満	50
300,000 人以上	75

60. 災害救助法市町村別適用基準

市町村別災害救助法適用基準表(令和2年10月1日)

市町村名			人口	被害世帯数		市町村名		人口	被害世帯数	
				1号	2号				1号	2号
市部	千葉市	中央区	211,736	100	50	印旛郡	酒々井町	20,745	50	25
		花見川区	177,328	100	50		栄町	20,127	50	25
		稲毛区	160,582	100	50	香取郡	神崎町	5,816	40	20
		若葉区	146,940	100	50		多古町	13,735	40	20
		緑区	129,421	100	50		東庄町	13,228	40	20
		美浜区	148,944	100	50	山武郡	九十九里町	14,639	40	20
		計	974,951	150	75		芝山町	7,033	40	20
							横芝光町	22,075	50	25
	銚子市		58,431	80	40	長生郡	一宮町	11,897	40	20
	市川市		496,676	150	75		睦沢町	6,760	40	20
	船橋市		642,907	150	75		長生村	13,803	40	20
	館山市		45,153	60	30		白子町	10,305	40	20
	木更津市		136,166	100	50		長柄町	6,721	40	20
	松戸市		498,232	150	75		長南町	7,198	40	20
	野田市		152,638	100	50	夷隅郡	大多喜町	8,885	40	20
	茂原市		86,782	80	40		御宿町	6,874	40	20
	成田市		132,906	100	50	安房郡	鋸南町	6,993	40	20
	佐倉市		168,743	100	50					
	東金市		58,219	80	40					
	旭市		63,745	80	40					
	習志野市		176,197	100	50					
	柏市		426,468	150	75					
	勝浦市		16,927	50	25					
	市原市		269,524	100	50					
	流山市		199,849	100	50					
	八千代市		199,498	100	50					
	我孫子市		130,510	100	50					
	鴨川市		32,116	60	30					
	鎌ヶ谷市		109,932	100	50					
	君津市		82,206	80	40					
	富津市		42,465	60	30					
	浦安市		171,362	100	50					
	四街道市		93,576	80	40					
	袖ヶ浦市		63,883	80	40					
	八街市		67,455	80	40					
	印西市		102,609	100	50					
	白井市		62,441	80	40					
	富里市		49,735	60	30					
	南房総市		35,831	60	30					
	匝瑳市		35,040	60	30					
	香取市		72,356	80	40					
	山武市		48,444	60	30					
	いすみ市		35,544	60	30					
	大網白里市		48,129	60	30		合計	6,284,480		

注) 1 1号とは災害救助法施行令第1条第1項第1号の災害(当該市町村の被災世帯数のみで判断)をいい、2号とは同令同条同項第2号の災害(都道府県一本県は2,500世帯と市町村の被災世帯数で判断)をいう。

2 被害世帯数は全壊世帯数をいい、半壊(焼)世帯、床上浸水世帯は、それぞれ2世帯、3世帯をもって、全壊世帯1世帯と換算する。

3 人口は令和2年国勢調査(総務省)による。

6 1. 災害救助法による救助の程度、方法及び期間一覧表

(令和3年6月18日現在)

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	<基本額> 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	<基本額> 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議する。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の 供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	建設型応急住宅 1 規模 当該地域の実情、世帯構成等に応じて設定する。 2 基準額 1戸当たり 5,714,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から 20日以内に着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,714,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		賃貸型応急住宅 1 規模 建設型応急住宅に準じる。 2 基準額 当該地域の実情等に応じた額とする。		
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,160 円以内	災害発生の日から 7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 (飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7日以内	輸送費、人件費は別途計上

資料編

救助の種類	対 象	費用の限度額				期 間		備 考	
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。		2 下記金額の範囲内		災害発生の日から10日以内		1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること	
		区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
		全壊 全焼 流失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
			冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
		半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
冬	10,000		13,000	18,400	21,900	27,600	3,600		
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内				災害発生の日から14日以内		患者等の移送費は、別途計上	
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額				分べんした日から7日以内		妊婦等の移送費は、別途計上	
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費				災害発生の日から3日以内		1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上	
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷(以下、「準半壊」という。)を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1世帯当たり 準半壊以外 595,000円以内 準半壊 300,000円以内				災害発生の日から3ヵ月以内(災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6ヵ月以内)			
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たりの金額以内 小学校児童 4,500円 中学校生徒 4,800円 高等学校等生徒 5,200円				災害発生の日から(教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内		1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。	
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 215,200円以内 小人(12歳未満) 172,000円以内				災害発生の日から10日以内		災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。	
死体の捜索	死体の捜索行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費				災害発生の日から10日以内		1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。	

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当り 3,500円以内 一時保存 { 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当り 5,400円以内 検 案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため、生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 137,900 円以内	災害発生の日から 10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費(法第4条第1項)	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費(法第4条第1項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
救助事務費	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需要費 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	地方自治法施行令第143条に規定する歳出の会計年度所属区分により区分した当該年度の災害ごとにおいて、第1条から第15条までに掲げる経費と法第5条第3項に要した額及び法第19条に要した額並びに令第8条に定めるところにより算定した額の合算額を合算し、各合計額を合算した額から次に掲げる割合を乗じて得た額の合計額以内 1 三千万円以下の部分の金額については百分の十 2 三千万円を超え六千万円以下の部分の金額については百分の九 3 六千万円を超え一億円以下の部分の金額については百分の八 4 一億円を超え二億円以下の部分の金額については百分の七 5 二億円を超え三億円以下の部分の金額については百分の六 6 三億円を超え五億円以下の部分の金額については百分の五 7 五億円を超える部分の金額については百分の四	救助の実施が認められる期間以内及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む

資料編

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり 医師、歯科医師 24,200円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 14,100円以内 保健師、助産師、看護師及び准看護師 14,800円以内 救急救命士 13,700円以内 土木技術者、建築技術者 14,200円以内 大工 24,500円以内 左官 26,100 円以内 とび職 26,400 円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

6 2. り災証明書等交付申請書

別 記

第1号様式（第4条第1項）

罹 災 証 明 申 請 書

栄町長 _____ 年 月 日

申請者 (世帯主)	住 所
	電話番号
	(現在の連絡先)
	電話番号
	(ふりがな) 氏 名

窓口に 来られた方 (申請者と 同じ場合は 記入不要)	住 所
	電話番号
	(ふりがな) 氏 名
	申請者との関係

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家※の 所在地 (申請者住所 と同じ場合は 記入不要)	
--	--

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）
のために使用している建物のことをいいます（被災者生活再建支援金や災害救助法によ
る住宅の応急修理等の対象となる住家）。

住家の被害	☐ 浸水被害（ ☐ 床上 ☐ 床下） ☐ その他被害（以下に記入）
-------	---

6 3. り災証明書

第2号様式（第6条）

罹 災 証 明 書

世帯主住所	
世帯主氏名	
(追加記載事項欄①)	

罹災原因	年 月 日の による
------	---------------------------

被災住家※の所在地	
住家※の被害の程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない（一部損壊）
(追加記載事項欄②)	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のことをいいます（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）。

(追加記載事項欄③)	
------------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

栄町長

6 4. 消防車両及び消防無線保有状況

○消防本部(署)車両配備状況

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

区分 車両 名称	車種・仕様・用途	メーカー	購入年月日	ポンプ・主要装置			水槽	経過 年数	配置場所
				級別	製作所	形式			
栄本部指揮 1	指揮車	三菱	平成 28 年 12 月	—	—	—	—	5	消防本部
ヴェルファイア	事務連絡車	トヨタ	平成 24 年 3 月	—	—	—	—	10	消防本部
栄ポンプ 1	災害対応特殊消防 ポンプ自動車(CD- 1 型)	日野	令和 4 年 3 月	A-2	モリタ	MZI	600L	0	消防署
栄水槽 1	水槽付消防ポンプ 自動車(Ⅱ型)	日野	平成 26 年 2 月	A-2	モリタ	MZI	2,000L	8	消防署
栄資材 1	資機材搬送車	三菱	平成 11 年 12 月	—	—	—	—	22	消防署
栄給水 1	小型動力ポンプ付 水槽車(Ⅰ型)	日野	平成 13 年 1 月	B-2	ジーエム いちほら	GM2H2	5,000L	21	消防署
栄救助 1	救助工作車(Ⅱ型)	日野	平成 14 年 2 月	—	モリタ	—	—	20	消防署
栄救急 1	高規格救急自動車	日産	令和 2 年 9 月	—	オートワークス 京都	—	—	1	消防署
栄救急 2	高規格救急自動車	日産	平成 27 年 2 月	—	オートワークス 京都	—	—	7	消防署

○消防無線施設

(令和4年4月1日現在)

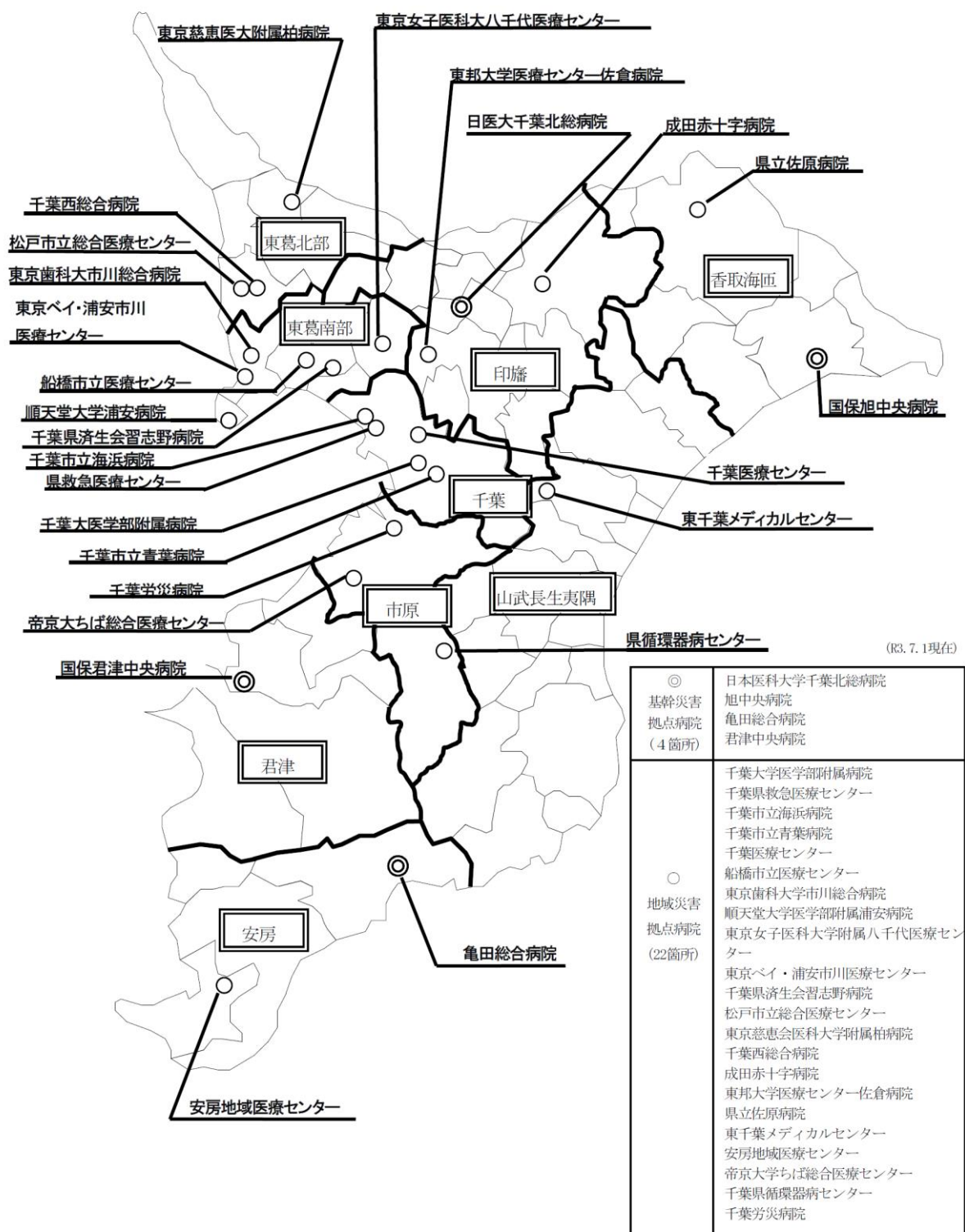
		名称	設置場所	型式	出力
陸上移動局	固定型	栄本部501	消防本部	CM-2010DF	5W
	可搬型	栄本部指揮1	消防本部	CM-2010SM	5W
	車載型	栄救急1	消防署	CM-2010D	5W
		栄救急2	消防署	CM-2010D	5W
		栄救急3	消防署	CM-2010D	5W
		栄ポンプ1	消防署	CM-2010D	5W
		栄水槽1	消防署	CM-2010D	5W
		栄救助1	消防署	CM-2010D	5W
		栄資材1	消防署	CM-2010D	5W
		栄給水1	消防署	CM-2010D	5W
	携帯型	栄201	消防署	CP-2010P	5W
		栄202	消防署	CP-2010P	5W
		栄203	消防署	CP-2010P	5W
		栄204	消防署	CP-2010P	5W
		栄205	消防署	CP-2010P	5W
		栄206	消防本部	CP-2010P	5W
		栄207	消防署	CP-2011P	5W
署活系	携帯型	栄401	消防署	CP-4069-TH	1W
		栄402	消防署	CP-4069-TH	1W
		栄403	消防署	CP-4069-TH	1W
		栄404	消防署	CP-4069-TH	1W
		栄405	消防署	CP-4069-TH	1W
		栄406	消防署	CP-4069-TH	1W
		栄407	消防署	CP-4069-TH	1W
		栄408	消防本部	CP-4069-TH	1W

6 5. 消防水利状況

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

区分 地区	消火栓	防火水槽							プール	河川	その他
		公設					私設	合計			
	公設	60 m ³ 以上 100 m ³ 未満	40 m ³ 以上 60 m ³ 未満	20 m ³ 以上 40 m ³ 未満	20 m ³ 未満	小計	40 m ³ 以上 60 m ³ 未満				
安食台	47		11			11		11			
田中	2		2			2		2			
松ヶ丘	6		1			1		1			
酒直台	15		6			6		6			
竜角寺台	24		8			8		8	1		
南ヶ丘	13		3			3		3			
安食 1 区	20		5	3	1	9	2	11			
安食 2 区	17	2	3	4	2	11		11			
安食 3 区	5		8	5	1	14		14			
安食 1 丁目～3 丁目	16		4			4		4			
須賀	2		3	6		9		9			
須賀新田	3		1	4		5		5			
北辺田	2		5	1	3	9		9			
矢口	6		2	6	3	11		11			
矢口神明	13						3	3		7	7
興津			4	5		9		9			
麻生			5		4	9		9			
龍角寺	2		3	2	4	9		9			
酒直	6		8	3	4	15	1	15			
南部			2			2		2			
和田	7		2	6		8	1	8			
押付	2		1	4		5		5			
南・曾根	4		6	1		7		7			
布鎌酒直・出津	4		2	7		8		9			
西			3	2		5		5			
布太	2		3	4		7		7			
三和			1	1		2		2			
中谷			3	1		4		4			
北	2		4	1		5		5			
請方	2		8	6		14		14			
計	222	2	117	72	22	213	7	219	1	7	7

67. 災害拠点病院



68. 医療機関隣接ヘリコプター離着陸場一覧

地域	医療機関	隣接ヘリコプター離着陸場
千葉市中央区	千葉大学医学部附属病院	千葉大学医学部附属病院 専用ヘリポート
千葉市中央区	国立病院機構千葉医療センター	千葉市立椿森中学校
千葉市中央区	千葉市立青葉病院	千葉市青葉看護専門学校
千葉市美浜区	千葉県総合救急災害医療センター	千葉県総合救急災害医療センター専用ヘリポート
千葉市美浜区	千葉市立海浜病院	印旛沼下水道事務所
習志野市	千葉県済生会習志野病院	屋敷近隣公園
船橋市	船橋市立医療センター	船橋市立運動公園陸上競技場
市川市	東京歯科大学市川総合病院	東京歯科大学市川総合病院 専用ヘリポート
浦安市	東京ベイ・浦安市川医療センター	広尾防災公園(市川市)
浦安市	順天堂大学医学部附属浦安病院	エクセル航空(株)ヘリポート
八千代市	東京女子医科大学附属 八千代医療センター	東京女子医科大学附属 八千代医療センター専用ヘリポート
松戸市	松戸市立総合医療センター	松戸市立総合医療センター 専用ヘリポート
松戸市	千葉西総合病院	千葉西総合病院 専用ヘリポート
柏市	東京慈恵会医科大学附属柏病院	柏市大堀川防災レクリエーション公園
佐倉市	東邦大学医療センター佐倉病院	佐倉市王子台小学校
成田市	成田赤十字病院	成田赤十字病院 専用ヘリポート
印西市	日本医科大学千葉北総病院	日本医科大学千葉北総病院 専用ヘリポート
東金市	東千葉メディカルセンター	東千葉メディカルセンター 専用ヘリポート
旭市	総合病院国保旭中央病院	総合病院国保旭中央病院 専用ヘリポート
香取市	千葉県立佐原病院	香取市利根河川敷緑地
鴨川市	亀田総合病院	亀田総合病院 専用ヘリポート
館山市	安房地域医療センター	安房地域医療センター 専用ヘリポート

69. 栄町被災者生活再建支援金支給要綱

令和3年10月18日

告示第69号

(目的)

第1条 この要綱は、災害により住宅が全壊するなどの被害を受けたにもかかわらず、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づく支援が受けられない世帯（以下「被災世帯」という。）に対し、被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）を支給することにより、被災者の生活の再建を支援し、もって被災地域の早期の復旧・復興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅 「災害の被害認定基準について」（令和3年6月24日付け府政防第670号内閣府政策統括官（防災担当）通知）に規定する住家をいう。

(2) 被害 住宅に発生した被害のうち、次に掲げるものをいう。

ア 全壊 住宅がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住宅全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住宅の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住宅の損壊、焼失、若しくは流失した部分の床面積がその住宅の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住宅の主要な構成要素の経済的被害を住宅全体に占める損害割合で表し、その住宅の損害割合が50%以上に達した程度のもをいう。

イ 半壊 住宅がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住宅の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住宅の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住宅の主要な構成要素の経済的被害を住宅全体に占める損害割合で表し、その住宅の損害割合が20%以上50%未満のもをいう。

(3) 住宅被害支援金 住宅の被害の程度（全壊、大規模半壊、半壊等解体）に応じて交付する支援金をいう。

(4) 住宅再建支援金 住宅の再建方法（建設・購入、補修、賃借）に応じて、交付する支援金をいう。

(支給の対象となる災害)

第3条 支援金の交付の対象となる災害（以下「対象自然災害」という。）は、がけ崩れ、地すべり、土石流、同一の河川水系の氾らん・洪水、竜巻、津波・高潮等の自然災害により、住宅の被害が発生した場合で、千葉県被災者生活再建支援事業実施要綱（以下「県実施要綱」という。）に基づき、千葉県知事が支援の対象とすることを決定した自然災害とする。

(支給の対象者)

第4条 支援金の支給の対象となる者は、対象自然災害が発生した際に、栄町の区域内に居住していた被災世帯であって、かつ、次の各号のいずれかに該当する世帯の世帯主とする。

- (1) 全壊世帯 対象自然災害により、その居住する住宅が全壊した世帯
- (2) 大規模半壊世帯 対象自然災害により、その居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯
- (3) 半壊等解体世帯 対象自然災害により、その居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯
- (4) 中規模半壊世帯 対象自然災害により、その居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯

(支援金の額)

第5条 一世帯あたりの支援金の額は、別表のとおりとする。

(支給の申請)

第6条 支援金の支給を受けようとする被災世帯の世帯主（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を添えて、栄町被災者生活再建支援金支給申請書兼請求書（別記第1号様式）により、町長に申請しなければならない。ただし、町長が公簿等により第1号に掲げる書類の内容を確認することについて、当該申請者及び当該申請者以外の者で当該助成対象者と同一の世帯に属するものが同意をしたときは、当該同意に係る同号に掲げる書類の添付を省略することができる。

- (1) 住民票の写し（被災世帯が居住する住宅の所在、世帯の構成が確認できるもの）
- (2) 栄町が発行するり災証明書の写し
- (3) 預金通帳の写し（銀行・支店名、預金種目、口座番号、世帯主本人の名義の記載があるもの）
- (4) 住宅再建支援金の申請を行う場合にあっては、住宅を建設、購入、補修又は賃借することが確認できる契約書等の写し
- (5) 半壊等解体世帯が申請を行う場合においては、住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害を受け、当該住宅をやむを得ず解体し、又は解体されたことが確認できる証明書
- (6) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、対象自然災害が発生した日から起算して、住宅被害支援金にあつて

は13月を経過する日まで、住宅再建支援金にあっては37月を経過する日までにしなければならない。ただし、県実施要綱第9条第2項の規定による延長の決定がされたときは、この限りでない。

(支給の決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、支援金の支給を決定し、栄町被災者生活再建支援金支給決定通知書（別記第2号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により審査し、不適当であると認めたときは、却下することを決定し、栄町被災者生活再建支援金支給却下決定通知書（別記第3号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(支給決定の取消し)

第8条 町長は、前条第1項の規定による決定を受けた申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の支給の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。

(2) その他支援金の支給の決定の内容若しくはこれに付けた条件に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により、支援金の支給決定の全部又は一部を取り消したときは、栄町被災者生活再建支援金支給決定取消通知書（別記第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第9条 町長は、前条の規定により支援金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し、既に支援金が支給されているときは、栄町被災者生活再建支援金返還請求書（別記第5号様式）により、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第5条）

（単位：万円）

被災世帯	住宅被害支援金	住宅再建支援金	
全壊世帯	1 0 0	建設・購入	2 0 0
		補修	1 0 0
		賃借	5 0
大規模半壊世帯	5 0	建設・購入	2 0 0
		補修	1 0 0
		賃借	5 0
半壊等解体世帯	1 0 0	建設・購入	2 0 0
		補修	1 0 0
		賃借	5 0
中規模半壊世帯		建設・購入	1 0 0
		補修	5 0
		賃借	2 5

備考

- 1 この表の被災世帯の区分のうち、2以上に該当するときの住宅被害支援金は、当該区分に基づき定める額のうち、最も高い金額とする。
- 2 この表の住宅再建支援金の区分のうち、2以上に該当するときの支援金の支給額は、当該区分に基づき定める額のうち、最も高い金額とする。
- 3 対象自然災害の発生時においてその属する者の数が1である被災世帯については、上記金額の4分の3の金額とする。

別記

第1号様式（第6条第1項）

栄町被災者生活再建支援金支給申請書兼請求書

申請日 年 月 日

栄町長 様

栄町被災者生活再建支援金の支給を申請します。

申請者指名 _____

申請回数[支給番号]	
初回	2回目以降 []

世帯主以外の方が申請する場合はその理由：

Ⅰ 被災地の世帯の状況について記入して下さい。

①単数世帯、複数世帯の別を○で囲んでください（ 単数 ・ 複数 ）

②世帯主の氏名

ふりがな	生 年 月 日	性別
氏 名	年 月 日	男 女

③被災した住宅の住所（被災住所）

〒

Ⅱ 被災世帯の現在の住所等を記入して下さい。

☐ 前回申請と同じ（前回申請と同じ場合は□に✓を記入し下表は空欄にしてください。）

現在の住所	☐ 被災住所と同じ 〒
電話番号	()

Ⅲ 世帯主の支援金の振込先口座を記入して下さい。

☐ 前回申請と同じ（前回申請と同じ場合は□に✓を記入し下表は空欄にしてください。）

金融機関			支店名等					種別		口座番号					
ゆうちょ銀行	記号						番号								
口座名義（カナ）															

口座名義が世帯主と異なる場合はその理由を記入してください（前回と同じ名義であれば記入不要です）。

Ⅳ

(1) 申請する**住宅被害支援金**について該当する金額を○で囲み、申請額を記入して下さい。

(初めて申請される方は必ず記入して下さい。2回目以降は、特に必要が無い限り空欄のままで結構です。
なお中規模半壊で申請される場合には、(2)に記入してください。)

	今回申請 (A)		受給済 (B)	
	複数世帯	単数世帯	複数世帯	単数世帯
全壊	100 万円	75 万円		
解体 (半壊・敷地被害)	100 万円	75 万円		
大規模半壊	50 万円	37.5 万円	50 万円	37.5 万円

半壊解体・敷地被害解体の場合は
その理由：

申請金額 (A-B)

万円

(2) 申請する**住宅再建支援金**について該当する金額を○で囲み、申請額を記入して下さい。

	今回申請 (C)		受給済 (D)		
	複数世帯	単数世帯	複数世帯	単数世帯	
建設・購入	200 万円	150 万円			
補修	100 万円	75 万円			
賃貸住宅 ※公営住宅入居者除く	50 万円	37.5 万円	50 万円	37.5 万円	
中規模 半壊	建設・購入	100 万円	75 万円	100 万円	75 万円
	補修	50 万円	37.5 万円		
	賃貸住宅 ※公営住宅入居者除く	25 万円	18.75 万円		

申請金額 (C-D)

万円

注) それぞれの支援金について、複数の「区分」に該当する場合は、それらのうちの
高い方の額が最終的な支給額になります。既に受給した支援金がある場合は需給済
額との差額を「申請額」の欄に記入してください。

町記入欄

町本人確認欄

添付書類確認欄

り災 証明書	住民票	預金通帳 の写し	解体 証明書	敷地被害 証明書	契約書 の写し	その他

第1号様式別添

同意書

私達は、支援金等の支給資格の認定の可否の決定に当たり、栄町が保有する私達の住所及び世帯に関する情報について、栄町職員が調査することに同意します。

申請者氏名

世帯員氏名

(注) 氏名は、自署又は記名押印してください。

第2号様式（第7条第1項）

栄町被災者生活再建支援金支給決定通知書

栄町 指令第 号
年 月 日

様

栄町長

年 月 日付けで申請のあった被災者生活再建支援金の支給については、下記のとおり決定しましたので、栄町被災者生活再建支援金支給実施要綱第7条第1項の規定により通知します。

記

- 1 支給番号
- 2 支給金額 円
- 3 支給方法 口座振込支給（振込日 ）

第3号様式（第7条第2項）

栄町被災者生活再建支援金支給却下決定通知書

栄町 指令第 号
年 月 日

様

栄町長

年 月 日付けで申請のあった被災者生活再建支援金につきましては、審査の結果、下記の理由により申請を却下することに決定しましたので、栄町被災者生活再建支援金支給実施要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

（却下の理由）

第4号様式（第8条第2項）

栄町被災者生活再建支援金支給決定取消通知書

栄町 指令第 号
年 月 日

様

栄町長

年 月 日付け栄町 指令第 号で支給決定の通知をしました被災者生活再建支援金については、下記の理由により支給決定の（全部・一部）を取り消すことに決定しましたので、栄町被災者生活再建支援金支給実施要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

（取消し理由）

第5号様式（第9条）

栄町被災者生活再建支援金返還請求書

栄町 指令第 号
年 月 日

様

栄町長

年 月 日付け栄町 指令第 号で支給決定の通知をしまし
た被災者生活再建支援金については、下記により返還してください。

記

- 1 返還の理由
- 2 返還額
- 3 返還の期限
- 4 返還の方法

別記第1号様式（第6条第1項）
第2号様式（第7条第1項）
第3号様式（第7条第2項）
第4号様式（第8条第2項）
第5号様式（第9条）

70. 貸付限度額等

貸付対象となる被害	① 療養期間が1か月以上である世帯の主の負傷 ② 住居又は家財の被害金額が当該住居又は家財の時価のおおむね1/3以上の損害	
貸付対象者	上記の災害で被害を受けた世帯の世帯主に対して貸付けられる。 ただし、世帯の年間総所得金額が次の金額を超えた世帯は対象とならない。 a. 世帯員が1人 220万円 b. " 2人 430万円 c. " 3人 620万円 d. " 4人 730万円 e. " 5人 730万円にその世帯に属する者のうち4人を除いた者1人につき30万円を加算した額とする f. 住居が滅失した場合は、世帯員の人数にかかわらず1,270万円	
貸付金額	ア 世帯主の1ヶ月以上の負傷のある場合 (ア)家財等の損害がない場合 150万円 (イ)家財の1/3以上の損害 250万円 (ウ)住居の半壊 270万円 ただし、被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合 350万円 (エ)住居の全壊 350万円 イ 世帯主の1ヶ月以上の負傷のない場合 (ア)家財の1/3以上の損害 150万円 (イ)住居の半壊 170万円 ただし、被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合 250万円 (ウ)住居の全壊(エ)を除く 250万円 ただし、被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合 350万円 (エ)住居の全体が滅失若しくは流失 350万円	
貸付条件	貸付期間	10年(うち据置期間3年)
	利子	年3%(据置期間中は無利子)
	保証人	連帯保証人
償還方法	年賦償還又は半賦償還	
申し込み	町	

7 1. 生活福祉資金

貸付対象	低所得世帯のうち、他から融資を受けることができない者で、この資金(災害援護資金)の貸付けを受けることによって災害による困窮から自立更正のできる世帯
貸付金額	一世帯 150 万円
据置期間	6 月以内
償還期間	据置期間経過後 7 年以内
利 子	保証人あり 無利子 保証人なし 年 1.5% ただし、償還期間内に償還した場合は、県単独事業により利子補給の適用がある。
保証人	a. 連帯保証人 b. 原則として借受人と同一市町村に居住し、その生活の安定に熱意を有する者 c. 生活福祉資金の借受人又は借受申込人となっていない者
償還方法	年賦、半年賦、月賦
申込方法	官公署が発行する被災証明書を添付し、民生委員を通じて栄町社会福祉協議会へ申し込む。

7 2. 被災者生活再建支援金の支給等

支給経費の限度額

	合計	(ア)～(エ)	(オ)～(ク)
複数(2人以上)世帯	300万円	100万円	200万円
単数(1人)世帯	225万円	75万円	150万円

その他の要件

収入額等	支給限度額	
	複数世帯	単数世帯
世帯の収入合計額が500万円以下の世帯	300万円	225万円
世帯の収入合計額が500万円を超え700万円以下である世帯で、世帯主が45歳以上又は要援護世帯	150万円	112.5万円
世帯の収入合計額が700万円を超え800万円以下である世帯で、世帯主が60歳以上又は要援護世帯		

※支給額は、住宅の被害程度と再建方法に応じた渡し切りとし、以下の2つの支援金の合計額となる。ただし、世帯人数が1人の場合は各該当欄の金額の3/4の額となる。

住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借(公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

7 3. 中小企業への融資の適用基準等

市町村認定枠	①融資対象者 ・激甚災害により被害を受けた者 ・中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定を受けた者 ②融資使途 設備資金、運転資金 ③融資限度額 1 中小企業者 8,000 万円以内 ④融資期間 設備資金 10 年以内、運転資金 7 年以内 ⑤融資利率 年 1.0%～1.4%(融資期間により異なる。)
一般枠	①融資対象者 知事が指定する災害により被害を受けた者 ②融資使途 設備資金、運転資金 ③融資限度額 1 中小企業者 8,000 万円以内 ④融資期間 設備資金 10 年以内、運転資金 7 年以内 ⑤融資利率 年 1.1%～1.7%(融資期間により異なる。)
高度化融資(災害復旧貸付)	既往の高度化事業の貸付を受けた事業用施設が災害による被害を受けた場合、または、災害による被害を受けた施設を復旧するに当たって新たに高度化事業を実施する場合に、優遇された貸付条件を適用 ①貸付期間 最長 20 年(うち据置期間 3 年以内) ②貸付金利 無利子 ③貸付割合 貸付対象事業費の 90%以内

7 4. 農業者への融資(県農林水産部)

平成 16 年 11 月 18 日現在

貸付金の種類			貸 付 対 象	貸 付 限 度 額	利 率	償 還 期 間 据 置 期 間
天 災 資 金	経 営 資 金	3.0% 資金	種苗、肥料、飼料、労賃、水利費 農作物共済 簡易施設復旧資材農作物等の再生産費	(一般) 損失額の 45%又は 200 万円のいずれか少ない額 (果樹・家畜) 損失額の 55%又は 500 万円のいずれか少ない額	3.0% 以内	6 年以内
		5.5% 資金			5.5% 以内 (平成 10 年の適用 例 0.6%)	5 年以内
		6.5% 資金			6.5% 以内 (平成 10 年の適用 例 0.6%)	3 年以内 (果樹家畜 5 年以内)
県 単 農 業 災 害 資 金	経営安定資金	天災資金と同じ	損失額の 80%又は 300 万円のいずれか少ない額	災害の 都度決定 (平成 14 年の適用 例 0.855%)	5 年以内	
	施設復旧資金	農業用施設の復旧に要する経費	損失額の 80%又は 500 万円のいずれか少ない額		6 年以内 (うち据置 2 年以内)	
天 災 資 金	農業基盤整備資金	農地又は牧場の改良、造成又は復旧、かんがい排水施設、農道、牧道等の新改良 農村環境基盤施設(集落排水等)	貸付を受けるものが、当該年度に負担する額	0.80%～ 1.70%	25 年 (据置 10 年 以内)	
	農業経営維持安定資金	1 再建整備資金(既存債務の整理及び農業経営再建整備に必要な資金) 2 償還円滑化資金(制度資金等の償還の円滑化を図るため必要な資金) 3 災害資金	(災害) 個 人 200 万円 農業生産法人 1,000 万円	0.80%～ 1.70%	20 年 (据置 3 年 以内)	
	農林漁業施設資金 (主務大臣指定施設) (共同利用施設)	農舎、畜舎、農作物育成管理用施設、農機具等の改良・造成取得・災害復旧 農作物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設及びその他共同利用施設の改良・造成・復旧又は取得	補 助 負担額の 80% 非補助 資金種類によって異なる 負担額の 80%以内	0.80%～ 1.70%	資金種類によって異なる 20 年 (据置 3 年 以内)	

貸付金の種類		貸付対象	貸付限度額	利率	償還期間 据置期間
天 災 資 金	3.0%以内資金	種苗、肥料、飼料、労賃、水利費、薬剤、農機具、家畜又は家さん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油の購入、漁船の建造又は取得、共済掛金(農業共済又は漁業共済)の支払い等	〈個人〉 ・果樹栽培、家畜・家さんの購入等 500万円(600万円) ・漁具の購入 5,000万円 ・上記以外 200万円(250万円) 〈法人〉 ・農事組合法人 2,000万円 ・上記法人等の果樹栽培、家畜・家さんの購入等 2,500万円 ・漁業を営む法人 2,000万円 ・漁具の購入 5,000万円 ※カッコ内は、激甚災害法による特例措置	3.0%以内 (平成10年の適用例0.6%)	原則6年以内 (果樹栽培、家畜・家さんの購入等原則5年以内)
	5.5%以内資金	〃	〃	5.5%以内 (平成10年の適用例0.6%)	原則5年以内
	6.5%以内資金	〃	〃	6.5%以内 (平成10年の適用例0.6%)	原則3年以内 (果樹栽培、家畜・家さんの購入等原則5年以内)
県 単 農 業 災 害 対 策 資 金	経営安定資金	種苗、肥料、飼料、労賃、水利費、薬剤、農機具、家畜又は家さん、薪炭原木、しいたけほだ木、菌床、農業共済掛金、簡易施設復旧資材等	被害認定額の80%以内で300万円以下	災害の都度決定 (平成30年の適用例0%)	5年以内
	施設復旧資金	農業用施設の復旧に要する経費	被害認定額の80%以内で500万円以下	災害の都度決定 (平成30年の適用例0%)	6年以内 (据置2年以内)

資料編

貸付金の種類		貸付対象	貸付限度額	利率	償還期間 据置期間
(株) 日本政策金融公庫資金	農業基盤整備資金	農地又は牧野の保全 又は利用上必要な施設の 復旧	当該年度に負担する額	変動 (毎月見直し)	25 年 (据置 10 年以内)
	農林漁業セーフ ティネット資金	災害により必要とする経 営再建費、収入減補填 費等	600 万円(特認年間経営費 等の 3/12 以内)		10 年 (据置 3 年以内)
	農林漁業 施設資金 (主務大臣指定施 設)	農業施設、林業施設、 水産施設の復旧、果樹 の改植又は補植	1 施設当たり 300 万円 (特認 600 万円、漁船 1,000 万円～11 億円) 又は負担する額の 80% のいずれか低い額	変動 (毎月見直し)	15 年 (据置 3 年以内) 果樹の改植補 償は 25 年 (据置 10 年)
	(共同利用施設)	農業施設、林業施設、 水産施設、等共同利用 施設の復旧	80%以内		20 年 (据置 3 年以内)

7 5. 衣料生活必需品等物資供給計画の限度額の範囲

単位:円

区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増す ごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
	冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
	冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700

7 6. 栄町建設業災害対策協力会名簿

番号	事業所名	住所	電話番号	備考
1	村檜建設工業株式会社	栄町酒直台2丁目1番10号	95-3221	
2	株式会社栄建工業	栄町中谷14番地2	95-2431	
3	有限会社秋山工業	栄町安食3785	95-3008	
4	株式会社為貝組	栄町押付149番地6	95-8720	
5	株式会社平安管設	栄町酒直126番地	95-2222	
6	株式会社長澤建設	栄町龍ヶ崎町歩4024番地84	95-3174	
7	株式会社 O・C	栄町安食 1-4-7 マイネツインメル 安食 B-1-B	85-1411	

77. 要配慮者利用施設一覧

番号	区 分	施 設 名	住 所	電 話 番 号	浸水想定	土砂災害 警戒区域
1	小学校	栄町立安食小	安食305	95-0017		○
2		栄町立布鎌小	請方157-1	95-0138	○	
3		栄町立安食台小	安食台4-34-1	95-0971	○	
4	中学校	栄町立栄中	安食55	95-0011		○
5	病院	医療法人社団顕慈会 後藤医院	安食3646	95-0059	○	
6		医療法人相生会 おがわ内科	安食1-18-23	80-2777	○	
7		Birth&healinng 天使が舞い降りる家 助産院ゆい	安食1-4-10	95-7177	○	
8		医療法人社団育誠會 北総栄病院	安食2421	95-6811		○
9	歯科	勝田歯科医院	安食3739-1	95-6789	○	
10		岸歯科医院	安食3702-1	95-0724	○	
11		福島歯科医院	安食2481-5	95-2000	○	
12		清河歯科医院	安食台4-39-3	95-6490	○	
13	福祉	相談支援事業所ほがらか	龍角寺33	95-9514	○	
14		ほがらかデイサービス	安食ト杭新田904	95-9514	○	
15		児童発達支援センター安食	安食3678-6	36-4852	○	
16		ばれっと	安食字前新田2888	37-5611	○	
17		グループホームねむの里	安食2953-7	95-7220	○	
18		訪問介護ステーションあえりの里	安食2-1-8後藤ビル2階	85-5740	○	
19		リハビリフィットネス&ヨガ花村	安食2-2-5	33-6633	○	
20		ヤックスデイサービス安食	安食947-5	37-8057	○	
21	保育	みなみ栄保育園	安食3-10-3	95-4453	○	
22		さかえ子育て支援 うさぎとかめ	安食2-1-18後藤ビル3階	80-0220	○	
23		安食台児童クラブ	安食台4-34-1	95-1260	○	
24		安食児童クラブ	安食3631-2	95-0125		○
25		布鎌児童クラブ	請方157-1	95-4181	○	
26		北総栄病院保育室	安食2421			○
27		ヤクルト安食保育室	安食3380-2		○	
28	幼稚園	ながと幼稚園	脇川116	95-0751	○	

78. 災害救助用米穀の引渡要請書等の様式

災害救助用米穀の引渡方法等に係る具体的な事務手続について

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知（以下「要領」という。））第4章I第11の規定に基づき、都道府県知事（以下「知事」という。）又は市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）から要請があった災害救助用米穀の引渡方法等の具体的な手続については、下記のとおりとする。

記

1 災害救助用米穀の引渡要請

- （1）知事又は市町村長は、要領第4章I第11の1の(1)の規定に基づく災害救助法等が発動され、政府所有米穀の引渡しが必要と判断された場合、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）に対し、災害救助用米穀の引渡要請を行う。
- （2）具体的には、都道府県又は市町村担当者は、農産局農産政策部貿易業務課担当者（別紙1）（以下「貿易業務課担当者」という。）に対し、災害救助米穀の引渡要請書（別紙2）（以下「要請書」という。）に基づく情報（引渡希望数量、引渡希望時期、引渡場所、引渡方法、担当者名、連絡先等）を電話で連絡するとともに、併せてFAX又はメールを送信後、速やかに当該要請書を郵送する。
- （3）上記（1）の場合にあって、市町村長が直接、農産局長に引渡要請を行う場合は、必ず、市町村担当者は、都道府県担当者に連絡するとともに、要請書の写しを送付する。
- （4）貿易業務課担当者は、都道府県又は市町村担当者から要請書の送付があった場合、該当する地方農政局、北海道農政事務所又は内閣府沖縄総合事務局の担当者（以下「地方農政局等担当者」という。）に対し、要請書の写しを送付する。
- （5）この他、知事又は市町村長は、災害救助用米穀の供給要請を迅速に行う必要がある場合であって、被災地の状況その他の事情により都道府県又は市町村担当者が要請書に基づく情報を貿易業務課担当者に連絡するいとまがないと判断する場合にあっては、（2）又は（3）の規定にかかわらず、要請書に基づく情報を地方農政局等担当者に連絡することができる。この場合において、地方農政局等担当者は、当該要請書に基づく情報について遅滞なく貿易業務課担当者に連絡するものとする。

2 災害救助用米穀の引渡方法等の決定

農産局長は、1の（1）の要請があった場合、政府所有米穀の販売等業務を実施する民間事業体（以下「受託事業体」という。）及び知事又は市町村長と連絡調整を行い、災害救助用米穀の引渡方法等を決定する。

3 災害救助用米穀の売買契約の締結

- (1) 売買契約の締結にあたっては、要領に基づき農産局長と知事との間で締結することとなる。
- (2) 具体的には、貿易業務課担当者は、2の調整終了後速やかに、引き渡す災害救助用米穀の品種、数量等を記入した政府所有主要米穀売買契約書（以下「売買契約書」という。）を都道府県担当者に2部送付する。
- (3) 都道府県担当者は、(2)で送付された売買契約書の内容を確認し、知事の記名、押印の上、貿易業務課担当者に2部返送する。
- (4) 貿易業務課担当者は、(3)で返送された売買契約書について、農産局長の記名、押印を行い、1部を都道府県担当者に送付する。
- (5) 貿易業務課担当者は、売買契約の締結後、速やかに受託事業体に災害救助用米穀の引渡しの指示及び納入告知書の発行に係る手続きを行う。
- (6) この他、農産局長は、災害救助用米穀の供給を迅速に行う必要がある場合であって、被災地等の状況その他の事情により知事と売買契約を締結するいとまがないと認めるときは、(2)から(4)までの規定にかかわらず、売買契約の締結前であっても、受託事業体に対し、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示することができる。この場合において、貿易業務課担当者は、当該米穀の引渡し後遅滞なく(2)から(4)までの規定に基づく売買契約を締結するものとする。

4 災害救助用米穀の引渡し

受託事業体は、農産局長から指示された内容に従って、知事に対し、2で決定した引渡方法等により災害救助用米穀を引渡す。

5 災害救助用米穀の販売代金の納付

知事は、農産局長から送付される納入告知書により販売代金を納付する。

なお、納付期限は、要領第4章Ⅰ第11の1の(2)エの規定に基づき、納入告知書の発行日から、30日以内又は3か月以内とする。

(別紙 1)

災害救助用米穀の引渡しに係る連絡先

1. 担当部署（連絡先）

担当部署名 : 農林水産省農産局農産政策部貿易業務課契約第 1 班

連絡先 : 〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1

(TEL) 03-6744-1353

(FAX) 03-6744-1391

2. 担当者（緊急連絡先）

役職等	氏 名	メールアドレス（職場）	携帯電話番号
課長補佐 （契約第 1 班担当）	澤味 裕	yutaka_sawami150@maff.go.jp	03-3502-8181(※) PHS:82007
指導官	矢野 徹	toru_yano860@maff.go.jp	03-3502-8181(※) PHS:83572
国内米売買契約第 2 係長	中村 有花里	yukari_nakamura700@maff.go.jp	03-3502-8181(※) PHS:81875 ※自動音声の代表 番号となりま す。アナウンスが 流れましたら PHS 番号を押してくだ さい。

(別紙 2)

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

〇〇〇都道府県知事（市町村長）

災害救助用米穀の引渡要請書

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 113 号総合食料局長通知）第 4 章 I 第 11 の 1 の規定に基づき、以下のとおり要請します。

引渡希望数量 (kg)	引渡希望時期	引渡場所	引渡方法	備 考

（注）備考欄に担当者氏名、連絡先等を記載する。

79. 有線通信施設（優先電話）一覧

配 置 場 所	優 先 番 号	備 考
役 場 庁 舎	95-1118	電話交換機対応
	95-1119	電話交換機対応
	95-1927	
	95-6880	ファックス回線
消 防 庁 舎	95-8983	
ふ れ あ い プ ラ ザ さ か え	95-1928	
栄 中 学 校	95-0011	
安 食 小 学 校	95-0017	
布 鎌 小 学 校	95-0138	
安 食 台 小 学 校	95-0971	
竜 角 寺 台 小 学 校	95-5311	